



# 羽村市こども計画

ともにはぐくみ ともにそだつ こどもまんなかはむら

*"Growing Together"*

令和7(2025)年度 ▶ 令和11(2029)年度



## 「子供」の表記について

国では、「こども基本法」の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」の使用を推奨しておりますが、羽村市こども計画においては、「子供」と表記することとしています。

しかし「計画の名称」や「こども大綱」「こども基本法」などの固有の名称や引用などについては、「こども」や「子ども」を使用することとします。



“ 羽村市の子供たちが健やかに成長し、  
将来にわたって幸せに生活できるまちを目指します ”

## 成長をはぐくむ

### ―長期総合計画の推進

羽村市では、令和4年度から第六次羽村市長期総合計画をスタートしています。

将来像である「まちに広がる笑顔と活気 もっと！くらしやすいまち はむら」の実現に向けて、未来を築く5つのコンセプトと自治体運営の方針に基づく具体的な取組の方向性を掲げ、市民・事業者の皆様との連携のもとに、様々な取組みを推進しています。

コンセプトの一つに「成長をはぐくむ」を位置づけており、子供たちが生涯を通して成長し、様々なつながりを持ち続けることが、重要であると考えています。

市では、これまで子育て

を量と質の両面から支えていくことができるよう、国や東京都の支援策などの活用も図りながら、子供や子育て家庭に寄り添い、子育て環境の充実と子供たちの健やかな成長を育むことに力を入れて取り組んでまいりました。

## 未来へ向けて

### ―子供は

### かけがえのない存在

コロナ禍を経て、子供たちを取り巻く環境は大きく変化しています。国や東京都において、子供・子育てに関する様々な取組が進められる中で、羽村市に關係する全ての子供が心身の状況や置かれた環境に関わらず、健やかに成長し、将来にわたっ

て幸せに生活できるように、羽村市子ども計画を策定し、子供・子育て施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

子供はかけがえのない存在であり、羽村市の宝物であると考えています。

子供の健やかな成長を育み、子供自身が未来への希望を抱き続けられるように、市民・事業者の皆様と連携・協力を図りながら、前例や慣習にとらわれることなく、様々な取組を進めてまいります。

市民の皆様のご理解・ご協力を心からお願いいたします。

令和7年3月

羽村市長

橋本弘山



## 01 本編

### 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨 .....	4
2 計画の位置づけ .....	5
3 計画の期間 .....	6
4 計画の対象 .....	6

### 第2章 羽村市の子供と子育てを取り巻く状況

1 子供・子育てに関する動向 .....	8
2 羽村市の現況と将来人口 .....	18
3 市民意見聴取結果の概要 .....	24

### 第3章 計画の目指すもの

1 目指す社会 .....	38
2 基本目標 .....	43
3 計画の体系 .....	44

### 第4章 施策の具体的な展開

1 基本目標Ⅰ .....	51
2 基本目標Ⅱ .....	65
3 基本目標Ⅲ .....	77
4 基本目標Ⅳ .....	89
5 基本目標Ⅴ .....	95
6 進捗を把握するための指標 .....	109
7 量の見込みと確保方策 .....	110

### 第5章 計画の推進

1 計画の推進体制について .....	120
2 計画の推進について .....	121

## 02 資料編

### 1 計画策定の経過

関係会議委員名簿と審議経過について .....	125
-------------------------	-----

2 用語解説 .....	131
--------------	-----

### 3 第2期子ども・子育て支援事業計画

#### の量と確保の実績

子どものための教育・保育 .....	135
--------------------	-----

地域子ども・子育て支援事業 .....	136
---------------------	-----

## contents

### 目次

🔍 マークがついている  
言葉は解説があります。  
131ページをご確認ください。  
さい。



HAMURA Plans for Children

本 編





## 第一章

# 計画の策定にあたって



## 1 | 計画策定の背景と趣旨

国では、急速な少子化の進行と人口減少、児童虐待の相談<sup>○</sup>や不登校の件数<sup>○</sup>が過去最多になるなど、子供を取り巻く環境は深刻な状況にあります。

そのような状況の中、幼児期までの子供の健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に関する基本的な政策の企画立案・推進を担う、「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の新たな司令塔として、令和5年4月にこども家庭庁が設置されました。

同年同月には「こども施策<sup>○</sup>」を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として、「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」第10条では、市町村こども計画について、市町村は、「こども大綱」(都道府県こども計画が定められているときは、「こども大綱」及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村における「こども施策」についての計画を定めるよう努めるものとされています。

令和5年12月には、「こども基本法」第9条に基づき、日本国憲法及び児童の権利に関する条約<sup>○</sup>の精神にのっとり、次代を担う全ての子供が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、子供の心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会(こどもまんなか社会)の実現を目指して、「こども施策」を総合的に推進するため、「こども大綱」が閣議決定されました。

市では、平成27年3月に「羽村市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期羽村市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会情勢の変化を踏まえた、子供・子育て施策の推進に取り組んできました。

今後は、「こども基本法」や「子ども・子育て支援法」に基づき、子供・子育て施策を一体的に推進することが求められています。

このような背景を踏まえて、羽村市こども計画を策定します。

## 2 | 計画の位置づけ

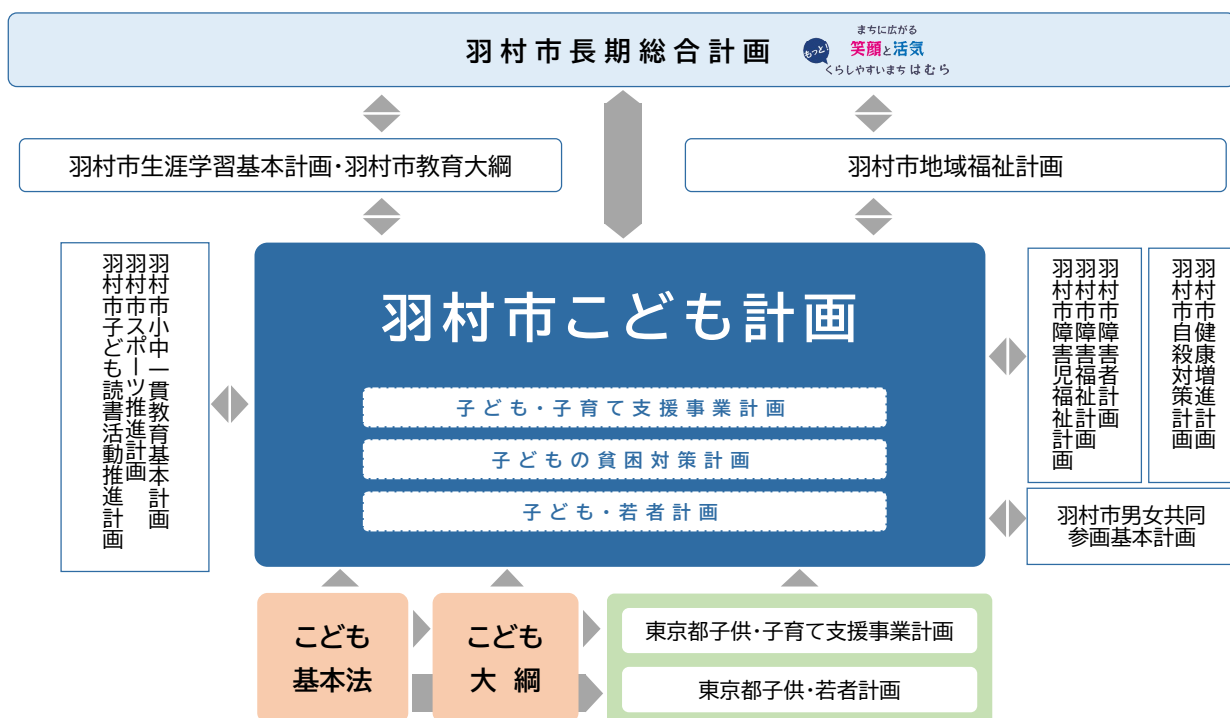
本計画は、「こども大綱」、「東京都子供・子育て支援総合計画」及び「東京都子供・若者計画」を勘案して策定しています。また、市の総合的なまちづくりの指針である「羽村市長期総合計画<sup>○</sup>」との整合を図るとともに、「羽村市地域福祉計画」、「羽村市生涯学習基本計画」などの子供・子育てに関する各種分野別計画、個別計画とも整合を図っています。

また、本計画は、「子ども・子育て支援事業計画」と同様に、次世代育成支援対策推進法の規定に基づく羽村市次世代育成支援行動計画の後継計画とし、既存の各法令に基づく計画と一体的に策定し、羽村市の「こども施策」全体を包含した計画として策定しています。

### 一体のものとして策定した各計画

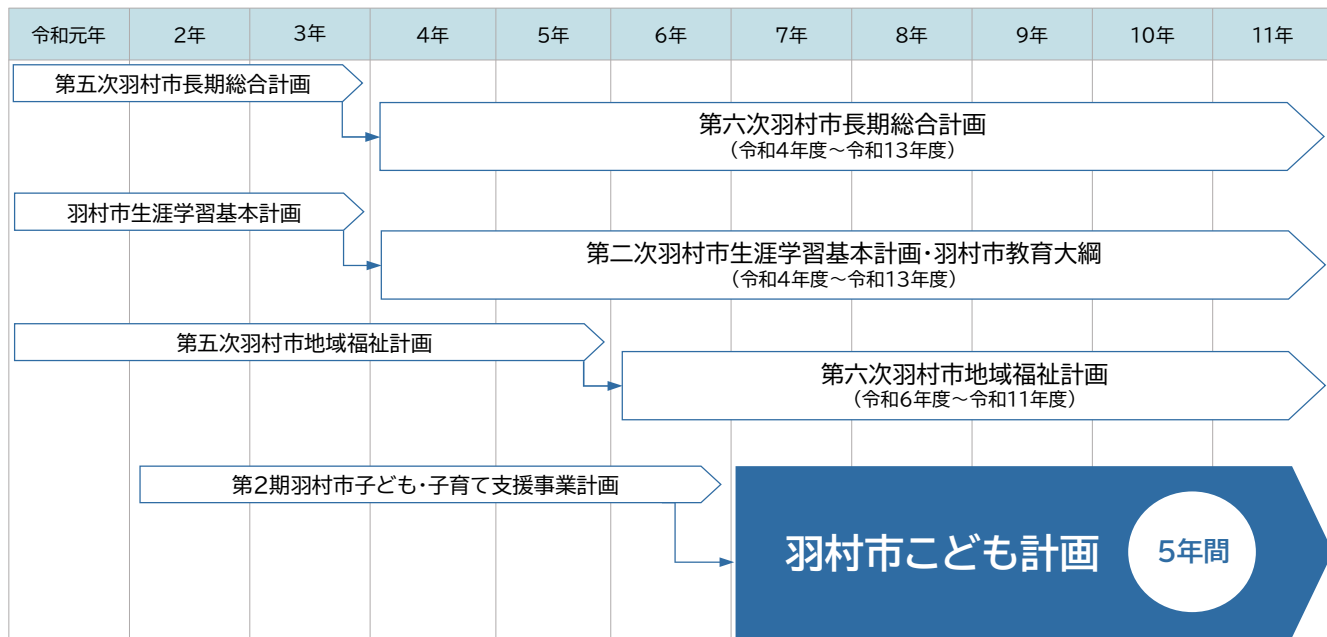
- 1 子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 2 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- 3 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」

### 計画の位置づけのイメージ



### 3 | 計画の期間

羽村市子ども計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間です。



### 4 | 計画の対象

本計画の対象は、「こども基本法」と同様に、「子供(心身の発達の過程にある者)」を対象とします。また、子育て世帯も対象とします。施策内容は、対象者に応じて柔軟に対応していきます。

#### 【参考】各法令等における子供・若者の区分

条約等の名称	呼称	区分
こども基本法	こども	心身の発達の過程にある者
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者
東京都こども基本条例	こども	18歳に満たない者
民法	未成年者	18歳未満の者
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
子ども・子育て支援法	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者



## 第二章

# 羽村市の子供と子育てを取り巻く環境



## 1 | 子供・子育てに関する動向

### ■ 国の動向

#### 子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援新制度」は、平成24年8月に成立した、いわゆる「子ども・子育て関連3法<sup>○</sup>」に基づく制度です。社会全体で幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の「量」と「質」の両面から子育てを支えることを目的として、平成27年4月に施行されています。

「子ども・子育て支援新制度」は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために作られた制度で、必要とするすべての家庭が利用でき、子供たちがより豊かに育っていける支援を目指し、様々な取組が進められています。

#### こども家庭庁の創設


「こども家庭庁」は、子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、子供の視点で、子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子供の権利を保障し、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として創設されました。

## こども基本法

「こども基本法」は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子供が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、「こども政策」を総合的に推進することが目的とされています。同法では、「こども施策」の基本理念のほか、「こども大綱」の策定や子供等の意見の反映などが定められています。


### 「こども基本法」における「こども施策」の基本理念(第3条)

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法<sup>○</sup>の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

 「こども基本法」における責務・努力等(第4条～7条)

「こども基本法」第4条～7条では、国や地方公共団体等に対する責務や努力等が明記されています。

対 象	内 容
国の責務	国は、基本理念にのっとり、「こども施策」を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
地方公共団体の責務	地方公共団体は、基本理念にのっとり、「こども施策」に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における「こども」の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
事業主の努力	事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。
国民の努力	国民は、基本理念にのっとり、「こども施策」について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施する「こども施策」に協力するよう努めるものとする。

 「こども施策」に対する「こども等の意見の反映」(第11条)

「こども基本法」第11条では、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とされています。

また、「こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずること」が定められています。

## こども大綱

「こども大綱」は、「こども基本法」に基づいて、国が定める大綱であり、幅広い「こども施策」に関する基本的な方針を定めることが目的とされています。この大綱を基に少子化や育児の問題、子供・若者の育成支援、子供の貧困対策といった課題を一つに束ね、子供や若者、子育て当事者を真ん中に据えた取組が推進されます。

### 「こども大綱」がめざす「こどもまんなか社会」

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととされています。

#### 「こどもまんなか社会」とは

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

（こども大綱・こども家庭庁）

## 「こどもまんなか社会」が目指す具体的な社会

「こどもまんなか社会」が目指す具体的な社会では、すべての子供・若者と20代・30代に分けて、以下のとおり具体的な社会が例示されています。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- 心身ともに健やかに成長できる
- 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる(自己肯定感を持つ)ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- 様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる
- 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる
- 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

社会です。

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる
- 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる
- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる
- 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる

社会であるとされています。

## 🍂 「こどもまんなか社会」を実現するための基本的な方針

「こどもまんなか社会」を実現するための基本的な方針では、以下の6点が掲げられています。

<p>1</p> <p>こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る</p>	<p>2</p> <p>こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく</p>	<p>3</p> <p>こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する</p>
<p>4</p> <p>良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする</p>	<p>5</p> <p>若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)<sup>○</sup>の打破に取り組む</p>	<p>6</p> <p>施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する</p>

## 🍂 「こども施策」の重要事項

「こども施策」の重要事項では、「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ<sup>○</sup>別に提示しています。

### ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- こどもの貧困対策
- 障害児支援・医療的ケア児<sup>○</sup>等への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラー<sup>○</sup>への支援
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

### ライフステージ別の重要事項

(こどもの誕生前から乳幼児期)

- 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

(学童期・思春期)

- 居場所づくり
- 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- いじめ防止
- 不登校のこどもへの支援
- 体罰や不適切な指導の防止

(青年期)

- 高等教育の修学支援、高等教育の充実
- 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

また、「こども大綱」では「子育て当事者」への支援に関する重要事項も示しています。


### 子育て当事者への支援に関する重要事項

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

## 「こども施策」を推進するために必要な事項

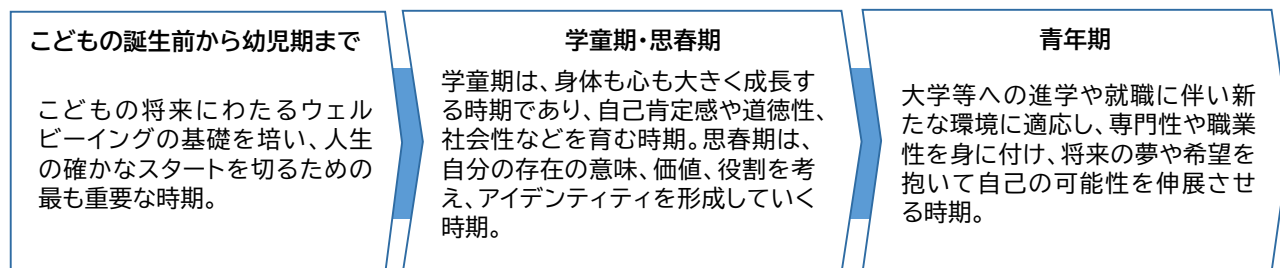
「こども施策」を推進するために必要な事項では、「こども・若者の社会参画・意見反映」が示されています。「こども施策」を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となる子供等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが地方公共団体に義務づけられています。

子供や若者と対話し、その意見を受け止め、施策に反映させ、どのように施策に反映されたかをフィードバックし、社会全体に広く発信することにより、施策の質を向上させるとともに、子供や若者の更なる意見表明につながるような好循環を創出しなければならないとされています。

 「こども施策」の重要事項・必要事項のイメージ

市では、本計画の策定にあたり、「こども大綱」における重要事項を以下のように図式化し、「こどもまんなか社会」の実現に取り組んでいきます。こちらのイメージは、後述する基本目標ごとにどのような重要事項を達成していくのかを分かりやすく示すため、活用しています。

「こども大綱」における「こども施策」の重要事項



こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

こどもの貧困対策

障害児支援・医療的ケア児等への支援

児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	居場所づくり	心身の健康等の情報提供やこころのケアの充実	高等教育の修学支援、高等教育の充実 就労支援、雇用と経済的基盤の安定
こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	不登校のこどもへの支援 成年を前に必要となる知識の情報提供や教育	不適切な指導の防止 いじめ防止	結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

子育て当事者

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要。

子育てや教育に関する経済的負担の軽減

地域子育て支援、家庭教育支援

共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

ひとり親家庭への支援

「こども大綱」における「こども施策」の必要事項

こども・若者の社会参画・意見反映

## はじめの100か月の育ちビジョン

『はじめの100か月の育ちビジョン』は、「こども家庭庁」を中心に全ての子供の『はじめの100か月<sup>○</sup>』の育ちを社会全体で支えていくため、令和5年12月に閣議決定されました。

このビジョンでは、全ての子供の誕生日前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイング(身体的、精神的、社会的に幸せな状態)の向上を図ることが目的とされており、「こどもの権利と尊厳を守る」などの5つのビジョンを定め、全ての人の具体的な行動を促進するための取組を含め、「こども家庭庁」が司令塔となり、具体的な施策を一体的・総合的に推進することとされています。

## こどもの居場所づくりに関する指針

「こどもの居場所づくりに関する指針」は、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現するため、令和5年12月に閣議決定されました。指針の中では、「居場所とは、こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。(中略)物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである」とされています。さらに、「その場や対象を居場所と感じるかどうかは、こども・若者本人が決めること」とされています。

## こども未来戦略

「こども未来戦略」は、「若い世代が将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止め」て、令和5年12月に策定されました。

「こども未来戦略」の基本理念として

- ・若者・子育て世代の所得を増やす
- ・社会全体の構造や意識を変える
- ・すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

ことが掲げられ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子供を持ち、安心して子育てできる社会、子供たちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指していくこととされています。

## こどもまんなか実行計画2024

「こどもまんなか実行計画2024」は、「こども大綱」で示された6つの基本的な方針及び重要事項の下に進めていく、幅広い「こども政策」の具体的な取組を一元的に示すアクションプランとして策定されました。子供や若者の健やかな成長のための施策のほか、少子化対策、子供の貧困対策など、幅広い「こども施策」が網羅されています。

「こども大綱」がおおむね5年程度を見据えて策定されているのに対し、「こどもまんなか実行計画」は、当該年度に実施する施策を中心に、毎年6月頃を目途に改定することとされています。

## 東京都の動向

### 東京都こども基本条例の制定

「東京都こども基本条例」は、令和3年4月に施行されました。この条例では、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にするという基本理念のもと、子供の安全安心、遊び場、居場所、学び、意見表明、参加、権利擁護等、多岐にわたる「こども政策」の基本的な視点が一元的に規定されています。

### こども未来アクション

東京都の「こども未来アクション2025」は、子供目線で捉え直した政策の現在地と、子供との対話を通じた継続的なバージョンアップの指針として、令和7年1月に策定されました。

「チルドレンファースト」の社会の実現を目指し、都政の政策全般を子供目線で捉え直し、「こども政策」を総合的に推進していくこととされています。

### 東京都の少子化対策

東京都では、少子化対策の全体像を整理したアクションプランとして「東京都の少子化対策」が令和7年1月にまとめられました。最新データや有識者ヒアリング、都民アンケート等を踏まえ、東京都の少子化の背景や要因を分析し、幅広い政策分野における施策に盛り込まれています。


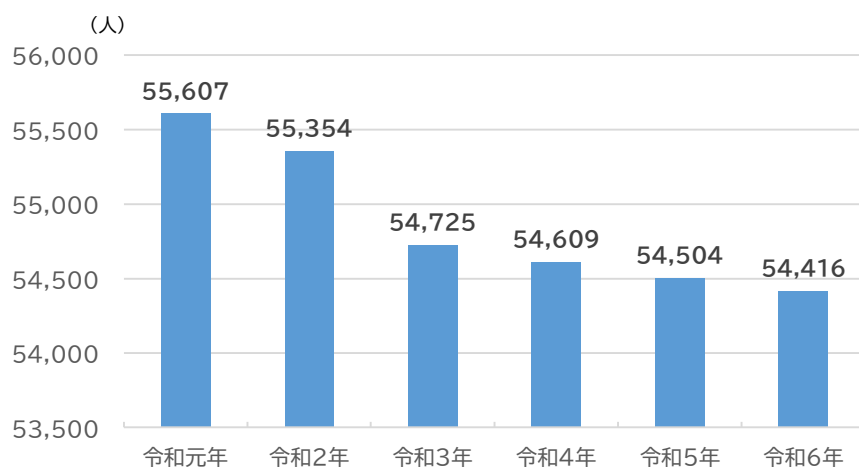
2 | 羽村市の現況と将来人口 

## 羽村市の人口の推移

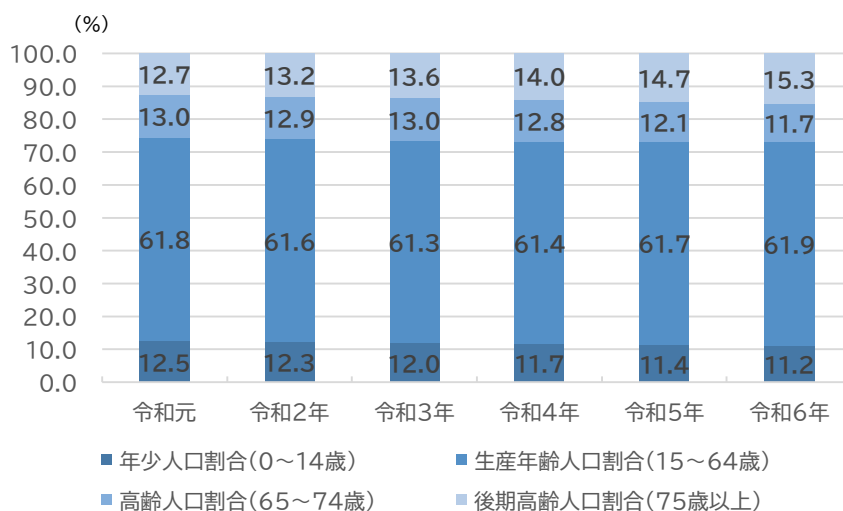
総人口は平成22年の57,772人をピークに減少傾向にあり、令和6年4月1日現在で、54,416人となっています。令和6年の年齢4区分別人口割合は、年少人口(14歳以下)の割合は11.2%、生産年齢人口(15~64歳)の割合は61.9%、高齢人口(65~74歳)の割合は11.7%、後期高齢人口(75歳以上)の割合は15.3%となっています。

 人口の推移

出典:羽村市人口統計表

 年齢4区分別人口割合

出典:羽村市人口統計表



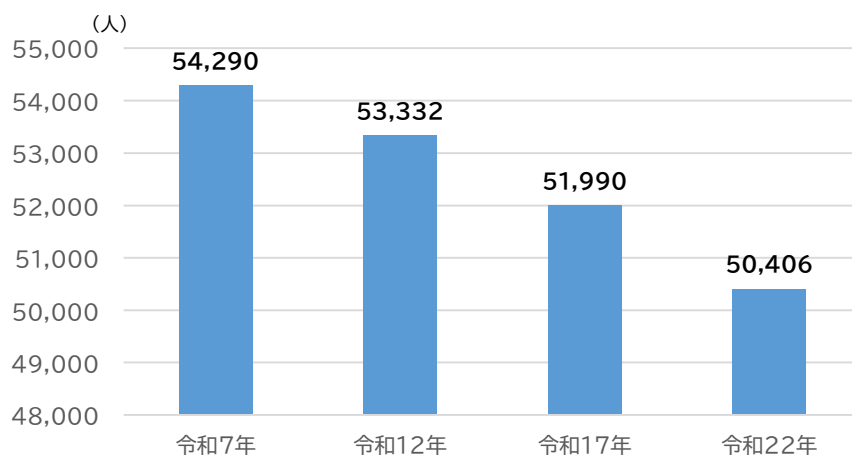
## 羽村市の人口将来推計

羽村市の総人口の将来推計は、減少する見込みとなっています。各年齢区分別にみると、令和22年までに、年少人口(14歳以下)、生産年齢人口(15～64歳)、後期高齢人口(75歳以上)は減少する見込みであり、高齢人口(65～74歳)は増加することが見込まれています。



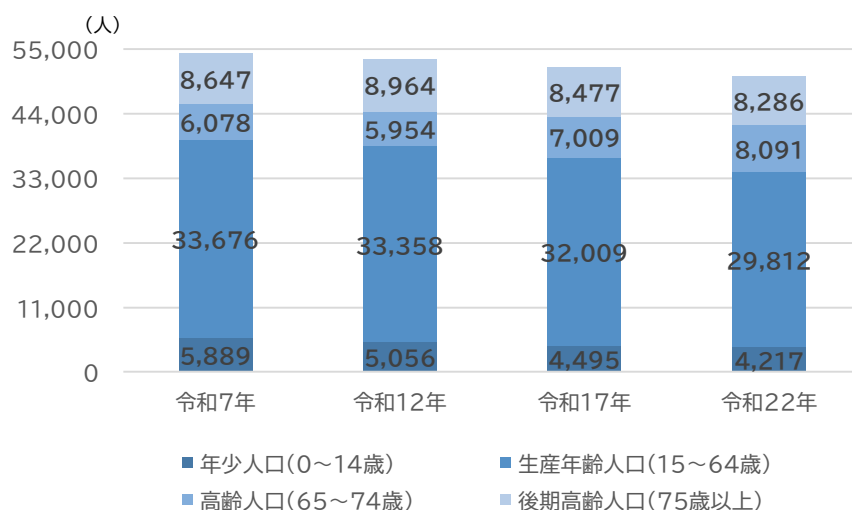
## 人口の将来推計

出典:羽村市将来人口推計結果報告書



## 年齢4区分別人口割合の将来推計

出典:羽村市将来人口推計結果報告書



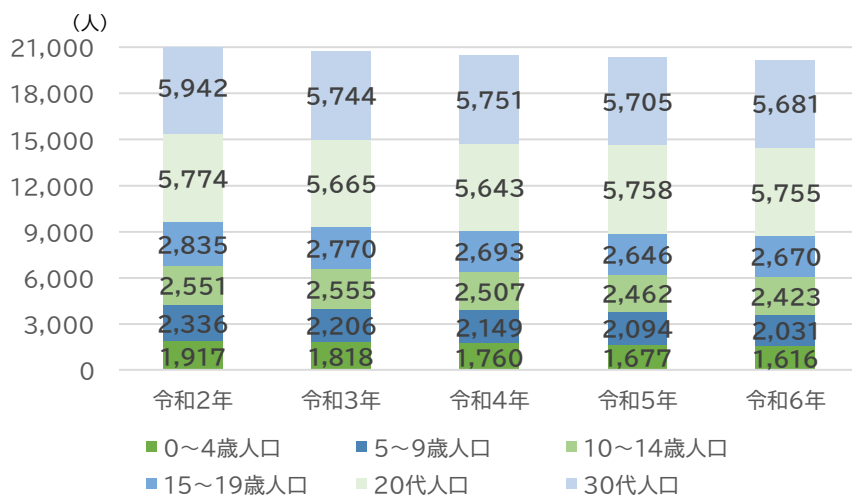
### 羽村市の子供・若者人口の推移

子供・若者人口の推移をみると、どの年齢層ともおおむね減少傾向にあり、総人口に占める子供の人口割合も年々減少傾向にあります。



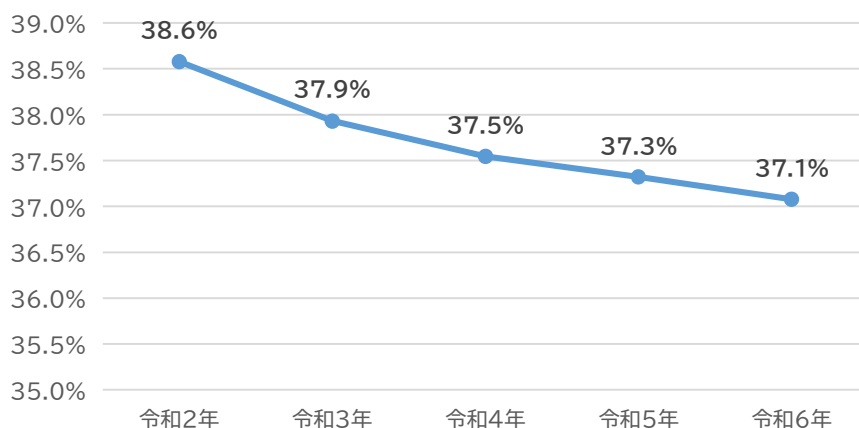
#### 子供・若者人口の推移

出典：羽村市人口統計表



#### 子供・若者人口(0～19歳・20代・30代)の割合の推移

出典：羽村市人口統計表

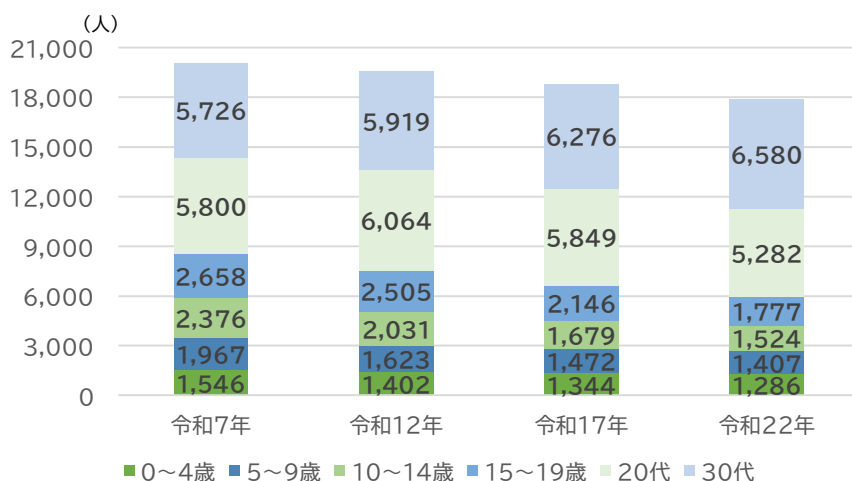


## 羽村市の子供・若者人口将来推計

子供・若者人口の将来推計をみると、30代を除いてほぼ減少傾向にあります。なお、ここでの推計にあたっては、今後の人口変動の要因(出生、死亡、転入・転出)に将来値を仮定して算出するコーホート要因法ではなく、過去の人口の増減実績に基づき推計するコーホート変化率法を用いています。

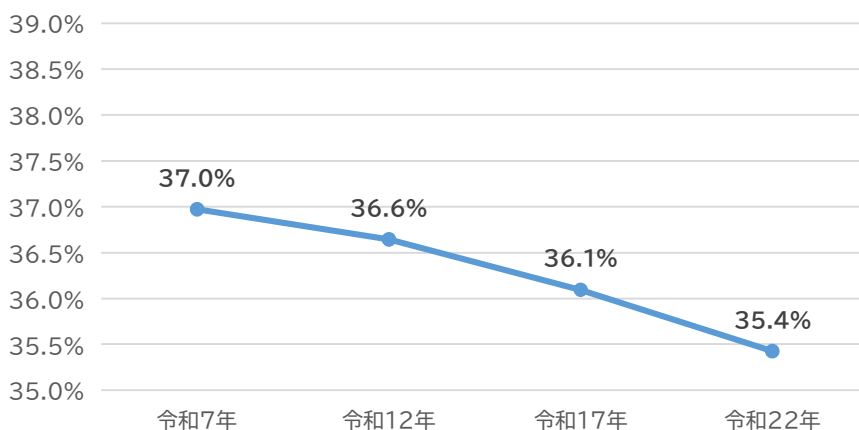
### 子供・若者人口の将来推計

出典:羽村市将来人口推計結果報告書



### 子供・若者人口割合(0~19歳・20代・30代)の推計

出典:羽村市将来人口推計結果報告書



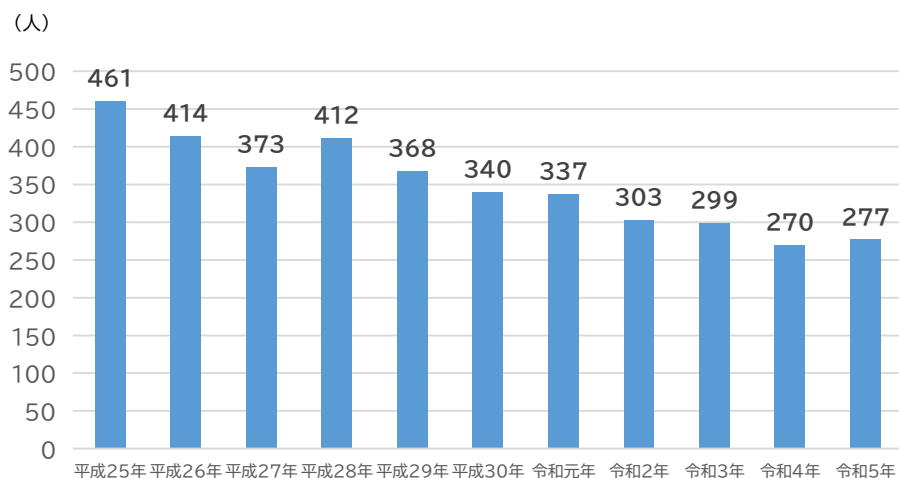
## 羽村市の出生数の推移

出生数は、令和3年に300人を下回り、令和5年では277人となっています。



## 出生数の推移

出典：東京都「人口動態統計」

合計特殊出生率<sup>○</sup>の推移

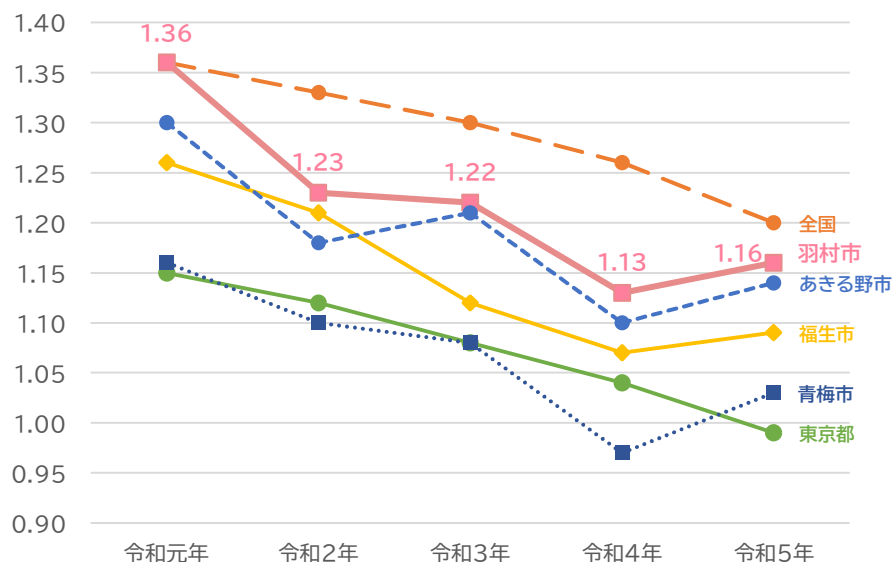
羽村市の合計特殊出生率は、平成27年には1.29まで減少しましたが、令和元年は1.36に上昇し、全国平均に並びました。その後は減少傾向にありましたが令和5年では前年を上回りました。

令和5年も全国平均を下回る状況にありますが、東京都平均よりは高い傾向が続いています。



## 合計特殊出生率の推移

出典：東京都「人口動態統計」



## ▼令和5年度の状況

名分類	率
全 国	1.20
羽 村 市	1.16
あきる野市	1.14
福 生 市	1.09
青 梅 市	1.03
東 京 都	0.99

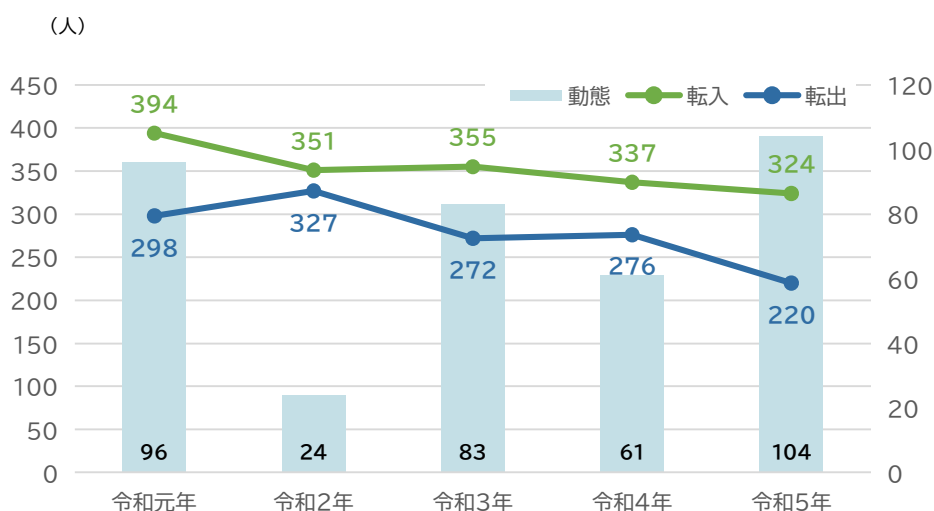
### 転入・転出の状況(0歳~19歳)

直近5年間の、0~19歳の転入・転出の状況をみると、転入超過の傾向にあり、令和5年は最大で104人の転入超過となっています。20代、30代では、令和3年以外は転出超過の傾向にあります。令和3年は84人の転入超過となっています。



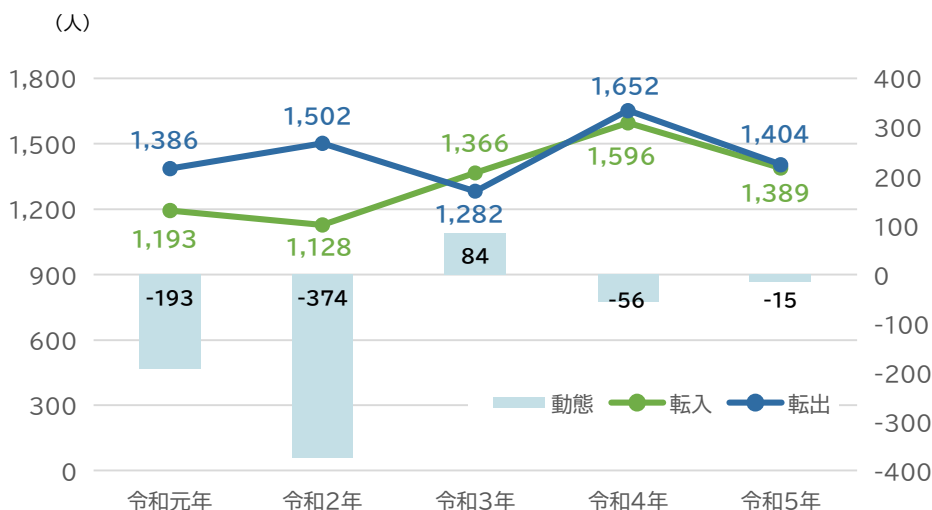
#### 0~19歳の転入・転出の状況

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告書」



#### 20代・30代の転入・転出の状況

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告書」



### 3 | 市民意見聴取結果の概要

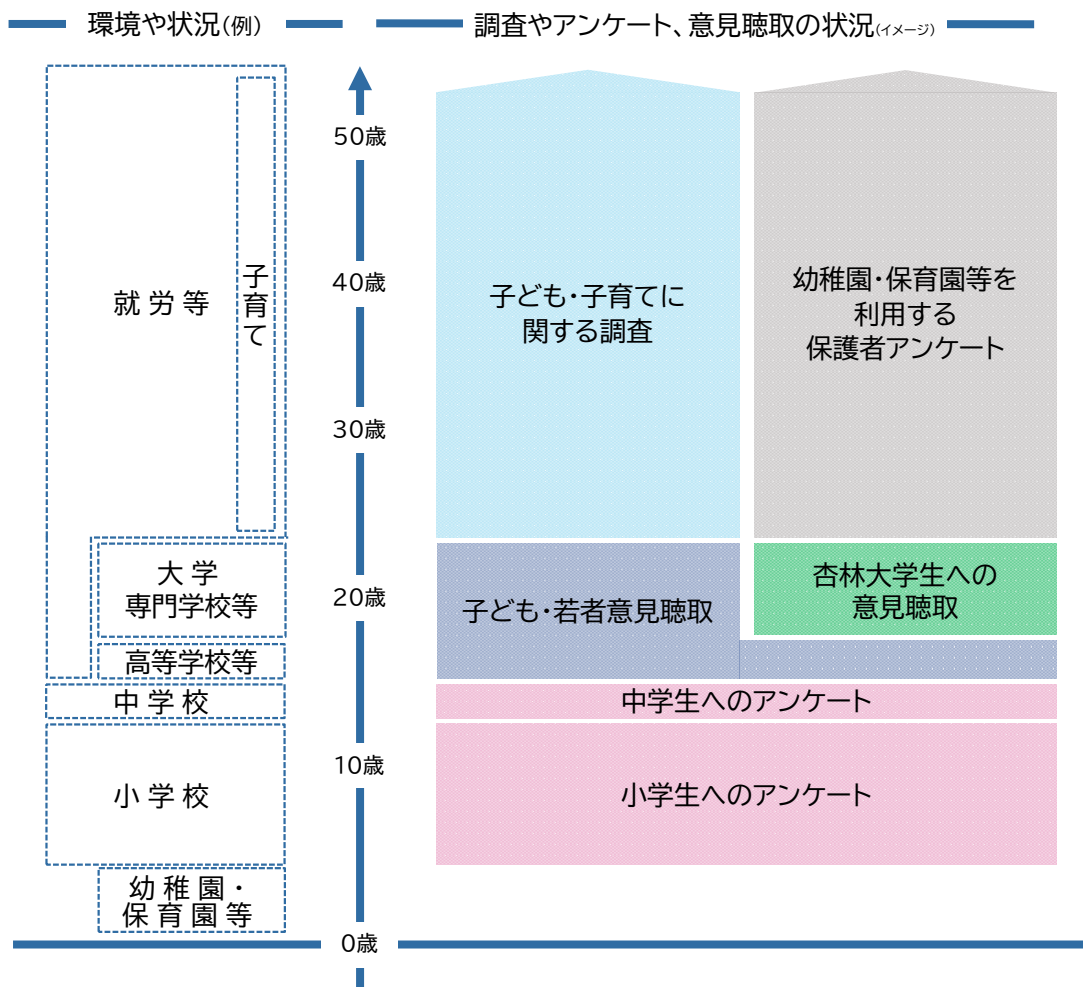
「こども基本法」第11条(こども施策に対するこども等の意見の反映)の規定を踏まえ、本計画の策定にあたっては、小・中学生や高校生・大学生世代、子育て当事者などの幅広い世代を対象にアンケートや意見聴取を行いました。

なお、計画の策定を審議する「羽村市子ども・子育て会議」にもおおむね16歳～23歳の方を新たな委員に選任しました。

#### 意見聴取の一覧

取組	対象
子ども・子育てに関する調査	就学前児童と就学児童(小学生)の保護者
子ども・若者の意見聴取	高校生・大学生世代(おおむね15歳から22歳)で羽村市在住、在学、在勤の方
杏林大学生の意見聴取	杏林大学生
幼稚園・保育園等を利用する保護者アンケート	羽村市内の幼稚園・保育園等を利用する保護者
小学生・中学生へのアンケート	羽村市内の小・中学校に在籍する児童・生徒

#### 調査やアンケート、意見聴取の状況



※対象年齢や環境・状況は目安で示しています

## 子ども・子育てに関する調査

羽村市の子ども・子育てを取り巻く状況、子育て家庭の意識や実態、ニーズを把握するため、令和5年11月～12月にかけて就学前児童と就学児童(小学生)の保護者を対象に調査を実施しました。

### 調査概要

調査方法	郵送配布、郵送回収		
調査期間	令和5年11月15日(水)～令和5年12月8日(金)		
対象者	就学前児童の保護者	就学児童(小学生)の保護者	合計
配布数	1,000	600	1,600
有効回収数	465	314	779
有効回収率	46.5%	52.3%	48.6%

### 結果の概要

#### 子育てをする上で希望するサポート

##### 就学前児童

- ① 子育て中の保護者が、気軽に相談でき、適切な支援やサービスなどを紹介してもらえること **55.9%**
- ② 親子で一緒に遊んだり、学ぶ機会づくり **41.1%**
- ③ 親子でお昼ごはんやおやつを食べられるような場所づくり **33.5%**

##### 就学児童(小学生)

- ① 子育て中の保護者が、気軽に相談でき、適切な支援やサービスなどを紹介してもらえること **57.3%**
- ② 親子で一緒に遊んだり、学ぶ機会づくり **27.4%**
- ③ メール配信・SNSなどの情報提供の充実 **27.1%**

子育てをする上で希望するサポートは、就学前児童・就学児童(小学生)ともに、「子育て中の保護者が、気軽に相談でき、適切な支援やサービスなどを紹介してもらえること」が最も高く、次に「親子で一緒に遊んだり、学ぶ機会づくり」となっています。

 希望する平日の放課後の過ごし方

## 就学前児童

..... 小学校低学年時に希望する  
平日の放課後の過ごし方 .....

- ① 学童クラブ 73.8%
- ② 自宅 44.0%
- ③ 習い事 39.3%

## 就学児童（小学生）

..... 低学年の希望する  
平日の放課後の過ごし方 .....

- ① 学童クラブ 56.2%
- ② 自宅 47.1%
- ③ 習い事 37.9%


..... 小学校高学年時に希望する  
平日の放課後の過ごし方 .....

- ① 自宅 52.4%
- ② 習い事 36.9%
- ③ 学童クラブ 25.0%

..... 高学年の希望する  
平日の放課後の過ごし方 .....


- ① 自宅 64.6%
- ② 習い事 51.6%
- ③ 公共施設 42.9%

小学校低学年時に希望する平日の放課後の過ごし方は、就学前児童の保護者・就学児童の保護者ともに、「学童クラブ」が最も高く、次に「自宅」となっています。一方、高学年時の希望は、「自宅」が最も高く、次に「習い事」となっています。

 子育ての楽しさ、やりがい

就学前児童	就学児童(小学生)
① 子供の日々の成長ぶりがわかること 92.0%	① 子供の日々の成長ぶりがわかること 91.4%
② 子供を通して家族の意識・絆が深まること 55.9%	② 子供を通して家族の意識・絆が深まること 57.0%
③ 仕事や人間関係で嫌なことがあっても、子供といすることで癒されること 49.0%	③ 子供とともに自分が成長できること 54.5%


子育ての楽しさ、やりがいは、就学前児童の保護者・就学児童(小学生)の保護者ともに、「子供の日々の成長ぶりがわかること」が最も高く、次に「子供を通して家族の意識・絆が深まること」となっています。

 子育てに関する悩み、気になること

就学前児童	就学児童(小学生)
① 病気や発育・発達に関すること 39.8%	① 子供の教育に関すること 30.3%
② 食事や栄養に関すること 31.2%	② 病気や発育・発達に関すること 29.0%
③ 子供との時間を十分にとれないこと 27.5%	③ 子育てに出費がかさむこと 24.5%

子育てに関する悩み、気になることは、就学前児童の保護者では、「病気や発育・発達に関すること」が最も高く、次に「食事や栄養に関すること」となっています。

就学児童の保護者では、「子供の教育に関すること」が最も高く、次に「病気や発育・発達に関すること」となっており、就学前児童と就学児童で傾向に違いが出ています。

 羽村市における子育て環境の強み、弱み

## 就学前児童

## 強み

- ① 身近に公園や緑があり、自然に触れる場所 78.1%
- ② 児童館や図書館などの公共施設が充実している 48.4%
- ③ 希望する幼稚園や保育所等に通うことができる 46.9%

## 弱み

- ① 経済的支援が不十分である 37.8%
- ② 子供と一緒にでかけられる施設が少ない 32.9%
- ③ 子供が安全に遊べる場所が少ない 9.7%

## 就学児童(小学生)

## 強み


- ① 身近に公園や緑があり、自然に触れる場所 79.6%
- ② 児童館や図書館などの公共施設が充実している 49.4%
- ③ 子供が安全に遊べる場所がある 36.3%

## 弱み

- ① 経済的支援が不十分である 36.3%
- ② 子供と一緒にでかけられる施設が少ない 24.2%
- ③ 教育・保育の質が低い 17.8%

羽村市における子育て環境の強みと弱みについて、就学前児童の保護者、就学児童(小学生)の保護者ともに、強みは「身近に公園や緑があり、自然に触れる場所がある」が最も高く、次に「児童館や図書館などの公共施設が充実している」となっています。

一方、弱みは「経済的支援が不十分である」が最も高く、次に「子供と一緒にでかけられる施設が少ない」となっています。

 市に期待する子育て支援策

## 就学前児童


- ① 子育てに関する経済的支援  
70.3%
- ② 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援  
36.6%
- ③ 子供のための居場所づくりの充実  
23.9%

## 就学児童（小学生）

- ① 子育てに関する経済的支援  
60.2%
- ② 子供のための居場所づくりの充実  
35.0%
- ③ 子供に関する手続きや子供が利用する施設の入退室・出欠席等における電子化の推進  
21.3%

市に期待する支援策は、就学前児童の保護者では、「子育てに関する経済的支援」が最も高く、次に「妊娠・出産・子育てのための切れ目ない支援」となっています。

就学児童（小学生）の保護者では、「子育てに関する経済的支援」が最も高く、次に「子供のための居場所づくりの充実」となっています。

 こどもまんなか社会のイメージ

## 就学前児童

- ① すべての子供が幸せに暮らせる社会  
37.8%
- ② 子供や子育て当事者の意見を聞き、それが反映された社会  
32.9%
- ③ 子供に関する取組が最優先になる社会  
15.1%

## 就学児童（小学生）

- ① すべての子供が幸せに暮らせる社会  
46.8%
- ② 子供や子育て当事者の意見を聞き、それが反映された社会  
22.6%
- ③ 子供に関する取組が最優先になる社会  
14.0%
- ③ 子供の権利が保障された社会  
14.0%

「こどもまんなか社会」のイメージについては、「すべての子供が幸せに暮らせる社会」が最も高く、次に、「子供や子育て当事者の意見を聞き、それが反映された社会」となっています。

## ■ 子供・若者意見聴取

本計画を策定するにあたり、羽村市の子供・若者の実態やニーズを把握するために、令和5年11月～12月にかけて調査を実施しました。

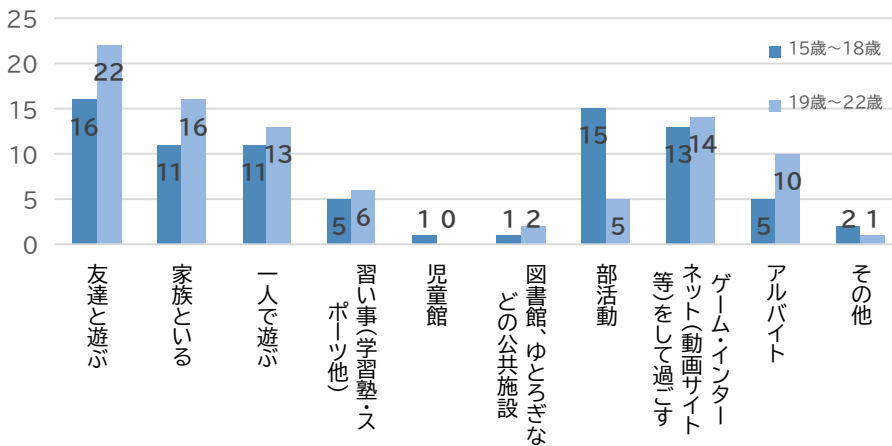
### 調査概要

調査方法	インターネットフォームを使用したWebアンケート
調査期間	令和5年11月4日(土)～令和5年12月8日(金) 35日間
対象者	高校生・大学生世代(おおむね15歳から22歳)で羽村市在住、在学、在勤の方
有効回収数	74件

### 結果の概要

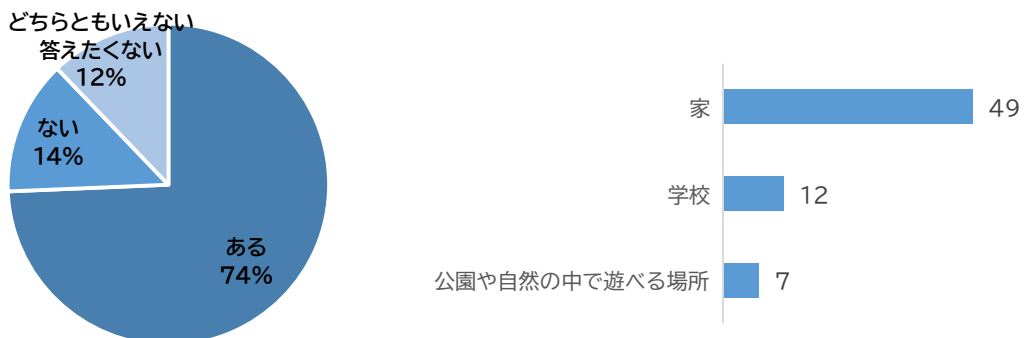
#### 放課後、夕方、休日の過ごし方


「友達と遊ぶ」が最も多く、次に「家族といる」、「ゲーム・インターネット(動画サイト等)をして過ごす」が多くなっています。



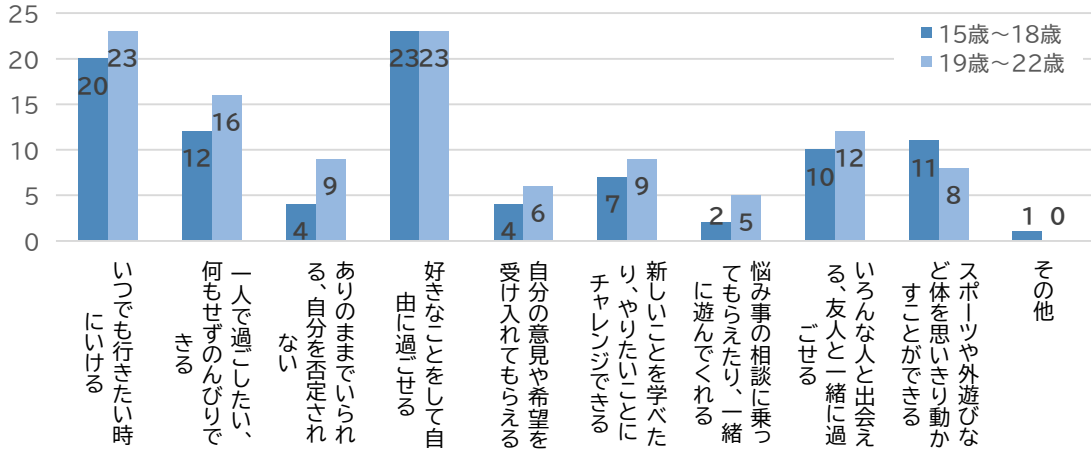
#### 居場所の有無とその主な場所


居場所は「ある」が74%、「ない」が14%であり、その場所は「家」が最も多くなっています。





 放課後、夕方、休日の居場所に求めること


「好きなことをして自由に過ごせる」が最も多く、次に「いつでも行きたい時にいける」が多くなっています。



 意見聴取で寄せられたご意見(抜粋)

“  ネイティブスピーカーと恒常的に交流する教室を設けてもらったり、横田基地に住む、自分と同世代の子供の外国人と遊ぶ機会などがあればよかった。 ”

“  気軽に相談できる場所が欲しかった。 ”

“  少子高齢化が進んでいく中、高齢の方を支えられるのは私たちのような若者であり、皆で羽村市を守っていけるように、それを私たちが実現しやすくなると良い。 ”

## 杏林大学生の意見聴取

本計画を策定するにあたり、大学生世代の居場所・出産等に関する意識やニーズを把握するために、羽村市と包括連携協定<sup>Q</sup>を締結している杏林大学の2つのゼミナールに御協力いただき、令和5年6月～11月にかけて対面による意見聴取とアンケートを実施しました。

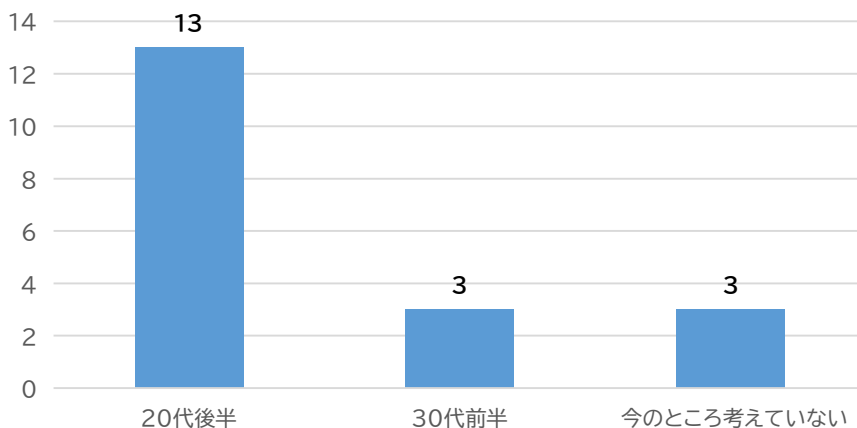
### 調査概要

調査方法	学生に市の施策などに関する講義を行い、その後、以下の手法で意見聴取を行った。 ①杏林大学生との対面による意見聴取 ②授業を活用した紙ベース、インターネットフォームのアンケート
調査期間	令和5年6月～11月(対面聴取は令和5年11月8日(水)に実施)
対象者	杏林大学の2つのゼミナールに所属する学生
有効回収数	21件(対面による意見聴取は13人の参加)

### 結果の概要

#### 理想の出産時期について

「20代後半」が最も多く、次に「30代前半」、「今のところ考えていない」が多くなっています。



#### 居場所について

「アルバイト先」、「祖父母の家」が最も多く、次に「友達の家」、「児童館」が多くなっています。

- ① アルバイト先 4件
- ① 祖父母の家 4件
- ② 友達の家 3件
- ② 児童館 3件

その他の意見

恋人と一緒にいるとき、恋人の家、インターネット、図書館、本屋、CDショップ など

“



自分が中高生の時は区民センターに通っていたが、その時は体育館が併設されていて、バスケットボールなどができました。

“



現在、子ども食堂にボランティアで通っています。学童クラブのようになっており、食事も提供している場所です。そこで大切なのは、「誰かがいること」「さみしくない」ことだと思います。

## ■ 幼稚園・保育園等を利用する保護者アンケート

本計画を策定するにあたり、出産、子育てに関する実態を把握するため、令和6年1月～2月にかけてアンケートを実施しました。

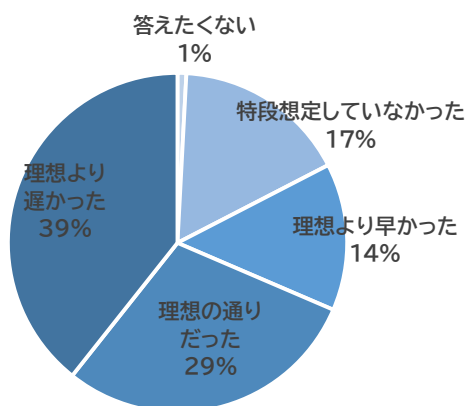
### 調査概要

調査方法	インターネットフォームを使用したWebアンケート
調査期間	令和6年1月29日(月)～2月26日(月) ※29日間
対象者	羽村市内の幼稚園・保育園等を利用する保護者
有効回収数	364件

### 結果の概要

#### 出産の時期と理想の時期とのギャップの理由

出産の時期と理想の時期との関係は、「理想より遅かった」が39%で最も多く、次に「理想の通りだった」が29%という結果になりました。




#### 理想より早い理由

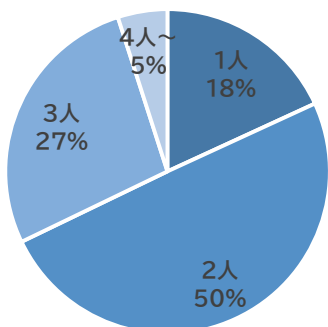
早く子供ができたから	60.0%
結婚の時期が理想より早かったから	15.4%
2,3人目の子供が欲しいから	7.7%

#### 理想より遅い理由

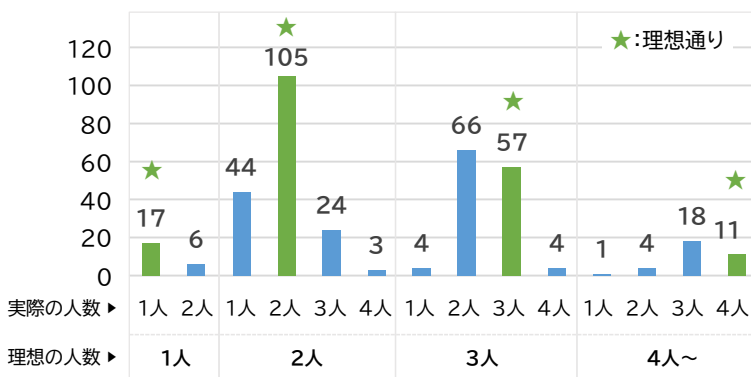
欲しいけれどできなかったから	35.1%
結婚の時期が理想より遅かったから	30.4%
自分または相手の仕事の事情	12.6%

 お子さんについて

予定しているお子さんの人数は「2人」が50%で最も多く、次に「3人」が27%という結果になりました。



実際の人数と理想の人数の関係性



理想より多くお子さんを持った理由

- 理想の人数以上の子供ができたから 41.1%
- 子供を産み育てることに楽しみなどを感じたから 25.0%
- 子育てや教育に関する経費に目途が立ったから 5.4%
- 家などの環境が整っているから 5.4%
- 自分の仕事などに影響がないと感じたから 5.4%
- 家事・子育てに十分な協力が得られるから 5.4%

理想の人数より少ない理由

- 子育てや教育にお金がかかりすぎるから 31.8%
- 欲しいけれどできないから 10.5%
- 出産・育児の心理的・肉体的な負担に耐えられないから 10.5%

## 小学生・中学生へのアンケート

本計画を策定するにあたり、小学生・中学生世代の居場所等に関する実態やニーズを把握するために、令和6年6月～7月にかけて調査を実施しました。

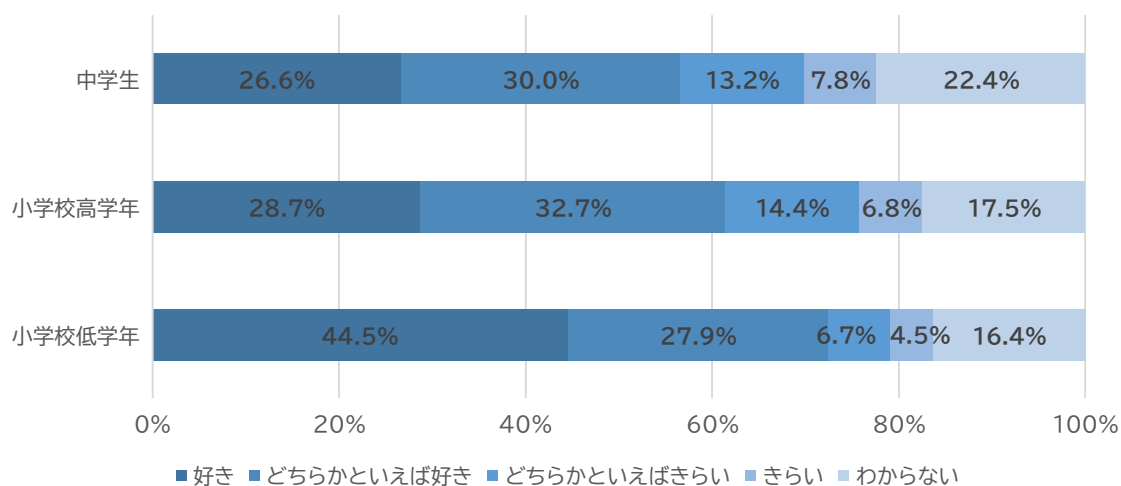
### 調査概要

調査方法	小学校1～3年生 アンケート用紙に記入して回答する。		
	小学校4～6年生及び中学生 アンケート用紙または一人一台の端末を活用したwebフォームから回答する。		
調査期間	令和6年6月～7月		
対象者	市内小学生	市内中学生	合計
配布数	2,464	1,352	3,816
有効回収数	2,301	1,224	3,525
有効回収率	93.4%	90.5%	92.4%

### 結果の概要

#### 今の自分が好きかどうかについて

今の自分が好きかどうかについて、「好き」、「まあまあ好き」を合わせた割合は中学生で56.6%、小学校高学年で61.4%、小学校低学年で72.4%という結果になりました。

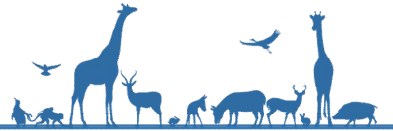






### 第三章

## 計画の目指すもの



## 目指す社会

ともに はぐくみ ともに そだつ  
 こどもまんなか はむら

“Growing Together”

「ともに はぐくみ、ともに そだつ」という言葉には、保護者だけでなく、全ての大人・地域が支え合い、一緒になって子供を育むこと、そして、その取組によって、保護者、大人、地域も生まれ、成長していくという願いを込めています。

また、「はぐくみ」には、「羽ぐくみ」という言葉を重ねており、多摩川周辺などの自然環境に恵まれた羽村市全体で、子供たちを優しく包み込み、健やかな成長を育んでいくこと、子供自身が活躍し、地域の担い手として貢献していくこと、更に、自身の将来に向けて、大きく羽ばたいていくという願いも込めています。

そして、みんなで力を合わせて、こうした未来を形作っていく強いメッセージを「こどもまんなか はむら」で表し、実現に向けて力強く歩んでいく姿勢を示しています。

羽村市の全ての子供が、  
 日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、  
 生涯にわたる人格形成の基礎を築き、  
 自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、  
 心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、  
 ひとしくその権利の擁護が図られ、  
 身体的・精神的・社会的に将来にわたって  
 幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会をめざします。



## 「こどもまんなかはむら」 ロゴ

「こどもまんなか社会」の機運醸成のため、ロゴを市民の投票により決定しました。ロゴは自由に使用することが可能です。



### ロゴのコンセプト

13の線は「こどもまんなか社会」(こども大綱が例示している13の社会)を表しています。それをランダムに、羽村市の特徴である「水」の流れをイメージさせるように円形に配置しています。そのまんなかに「こどもまんなかはむら」のキャッチフレーズを配置しました。また、羽村市の「羽」を円の切れ目に配置することで、子供の誕生前から子育て当事者まで切れ目なく支援することをイメージし、羽の色には羽村市こども計画内のライフステージの色を採用しています。

### ロゴの利用

羽村市の広報物・SNSなどの様々な媒体での情報発信に幅広く活用していきます。「こどもまんなか」に取り組む事業者等が、取組を発信する際などに、本ロゴマークをご利用いただけます。

### ロゴの決定方法

令和7年2月に実施した、市民投票で決定しました。投票には771件の応募がありました。


● 実現を目指す「13の社会」を表したカード

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の例として、子供を対象とした9つの社会と20代、30代を対象とした4つの社会が挙げられています。本計画では、これらの13の社会を子供に分かりやすく表現するため、カード(通称:「はむらこどもまんなカード」)で表します。

羽村市は、これらの社会の実現に向けた施策を推進することで、「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

●カードNo.1「心身の成長」

はむらこどもまんなカード 01



しんしん せいちょう  
**心身の成長**

HAMURA Children-Centered Card


心身共に健やかに成長できる社会

Cardtype  
子供

13の社会 society13

●カードNo.2「幸福な生活」

はむらこどもまんなカード 02



こうふく せいかつ  
**幸福な生活**

HAMURA Children-Centered Card


個性や多様性が尊重され、尊厳が重んじられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じることができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる社会

Cardtype  
子供

13の社会 society13

●カードNo.3「生き抜く力」

はむらこどもまんなカード 03



いぬちから  
**生き抜く力**

HAMURA Children-Centered Card


様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる社会

Cardtype  
子供

13の社会 society13

●カードNo.4「将来を切り開く」

はむらこどもまんなカード 04



しょうらい き ひら  
**将来を切り開く**

HAMURA Children-Centered Card


夢や希望をかなえるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる社会

Cardtype  
子供

13の社会 society13

●カードNo.5「可能性を広げる」

はむらこどもまんなカード 05



かのうせい ひろ  
**可能性を広げる**

HAMURA Children-Centered Card


固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる社会

Cardtype  
子供

13の社会 society13

●カードNo.6「社会に参画」

はむらこどもまんなカード 06



しゃかい さんかく  
**社会に参画**

HAMURA Children-Centered Card


自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる社会

Cardtype  
子供

13の社会 society13

●カードNo.7「乗り越える」

はむらこどもまんなカード 07



のこ  
**乗り越える**

HAMURA Children-Centered Card


不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲の大人や社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる社会

Cardtype

13の社会 society13 子供

●カードNo.8「安全・安心」

はむらこどもまんなカード 08



あんぜん あんしん  
**安全・安心**

HAMURA Children-Centered Card


虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪、事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる社会

Cardtype

13の社会 society13 子供

●カードNo.9「希望を持つ」

はむらこどもまんなカード 09



きぼう も  
**希望を持つ**

HAMURA Children-Centered Card


働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる社会

Cardtype

13の社会 society13 子供

●カードNo.10「将来を見通す」

はむらこどもまんなカード 10



しょうらい みとお  
**将来を見通す**

HAMURA Children-Centered Card


自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる社会

Cardtype

13の社会 society13 20代・30代

●カードNo.11「社会で活躍」

はむらこどもまんなカード 11



しゃかい かつやく  
**社会で活躍**

HAMURA Children-Centered Card


希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる社会

Cardtype

13の社会 society13 20代・30代

●カードNo.12「こどもと生活」

はむらこどもまんなカード 12



せいかつ  
**こどもと生活**

HAMURA Children-Centered Card


それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる社会

Cardtype

13の社会 society13 20代・30代

●カードNo.13「喜びを実感」

はむらこどもまんなカード 13



よろこ じっかん  
**喜びを実感**

HAMURA Children-Centered Card

社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる、そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる社会

Cardtype

13の社会 society13 20代・30代



## 2 | 基本目標

本計画では「ともにはぐくみ ともにそだつ こどもまんなかはむら」を実現するため、様々な施策を推進していきます。そのために、以下の5つの基本目標を掲げます。

target 01 ■ 基本目標 I

全ての子供の人格・個性が尊重され、権利が保障されるまち

target 02 ■ 基本目標 II

全ての子供が適切に養育され、切れ目なく健やかに成長できるまち

target 03 ■ 基本目標 III

全ての子供が幸せに成長できる家庭や環境があるまち

target 04 ■ 基本目標 IV

全ての子供が意見を表明し、参画できるまち

target 05 ■ 基本目標 V

家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるまち

## 3 | 計画の体系

### 計画の体系

計画の体系として、5つの基本目標を達成するため、19の「施策」、55の「主な取組」を掲げています。また、計画の体系を示すとともに、各目標や施策、主な取組に該当・関連するライフステージを一覧表にしています。ライフステージは、「こども大綱」を参考としています。

#### ☀ ライフステージについて

「こども大綱」では、ライフステージを「こどもの誕生前から幼児期まで」、「学童期・思春期」、「青年期」の3段階に分けています。それに加えて「子育て当事者」への支援について書かれています。

そのため、本計画では、ライフステージを4段階に分けて施策を推進していきます。

「こども大綱」に示されているライフステージごとの詳細は以下のとおりです。

※以下、「こども大綱」より引用して記述しています。

こどもの誕生前から幼児期

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期である。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園<sup>○</sup>への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様である。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要である。乳児期におけるしっかりとした愛着形成<sup>○</sup>を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人のこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにしなければならない。

## 学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期である。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付ける。学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要である。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期である。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもある。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないよう支えていくことが望まれる。

## 青年期

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期である。また、人生における様々なライフイベントが重なる時期である。自らの価値観や生き方を確立しようとするが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることもある。

青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援が求められる。

## 子育て当事者

核家族<sup>○</sup>化の進展や地域のつながりの希薄化など、家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にある。また、少子化が進行する中で、こども・若者にとって、乳幼児と触れ合う機会が減少しているとの指摘もある。

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要である。

## 計画の体系（一覧）

各基本目標に記載したライフステージは、44～45ページに記載した区分がどの施策、取組に当てはまるかを表しています。

### ライフステージの記載方法

- 幼児 ▶ こどもの誕生前から幼児期
- 学童 ▶ 学童期・思春期
- 青年 ▶ 青年期
- 子育て ▶ 子育て当事者

target01

### 基本目標Ⅰ 全ての子供の人格・個性が尊重され、権利が保障されるまち

施策	主な取組	ライフステージ			
		幼児	学童	青年	子育て
施策1 子供の権利の尊重	主な取組1 啓発事業等の実施	■	■	■	■
	主な取組2 児童虐待等の防止	■	■	■	■
	主な取組3 養育に支援が必要な家庭、子供の早期発見・支援	■	■	■	■
施策2 子供の発達支援体制の充実	主な取組1 発達障害の早期発見・支援	■	■	■	■
	主な取組2 発達に関する相談・支援	■	■	■	■
	主な取組3 発達障害に関する啓発事業・研修	■	■	■	■
	主な取組4 発達支援体制の強化	■	■	■	■
施策3 障害のある子供への支援の充実	主な取組1 障害のある子供に対する手当等の支給	■	■	■	■
	主な取組2 障害のある子供に対する保育の実施	■	■	■	■
	主な取組3 障害のある子供に対するサービス等の充実	■	■	■	■
	主な取組4 支援体制の充実	■	■	■	■
施策4 社会的自立に困難を有する子供やその家庭への支援の充実	主な取組1 相談・支援体制の整備	■	■	■	■
	主な取組2 学校教育における支援の充実	■	■	■	■
	主な取組3 ヤングケアラーへの支援の充実	■	■	■	■
	主な取組4 子供の貧困などに対する支援	■	■	■	■
施策5 小・中学校におけるいじめの防止・不登校への支援	主な取組1 いじめの未然防止や早期発見・早期対応と不登校への支援	■	■	■	■

target02

### 基本目標Ⅱ 全ての子供が適切に養育され、切れ目なく健やかに成長できるまち

施策	主な取組	ライフステージ			
		幼児	学童	青年	子育て
施策1 妊娠・出産・子育てに関する支援の充実	主な取組1 妊娠期における支援	■	■	■	■
	主な取組2 出産後の母子に対する支援	■	■	■	■
	主な取組3 特別な支援が必要な子供・家庭に対する支援	■	■	■	■
施策2 子育て家庭を地域等で支える仕組みの充実	主な取組1 子育て支援体制の構築	■	■	■	■
	主な取組2 子育て当事者のネットワークづくりとその活用推進	■	■	■	■
	主な取組3 子育て支援の充実	■	■	■	■
施策3 就学前の子供の教育・保育に対する支援の充実	主な取組1 教育・保育の提供体制の確保	■	■	■	■
	主な取組2 多様なニーズに応じた保育サービスの実施	■	■	■	■
	主な取組3 在宅未就園児に対する支援	■	■	■	■
施策4 就学期への移行支援と子供の豊かな心の育成	主な取組1 乳幼児期から就学期への移行支援	■	■	■	■
	主な取組2 特色ある学校教育の充実	■	■	■	■
	主な取組3 多様なニーズに応じた教育活動の推進	■	■	■	■

target03

基本目標Ⅲ 全ての子どもが幸せに成長できる家庭や環境があるまち

施策	主な取組	ライフステージ			
		幼児	学童	青年	子育て
施策1 子供と保護者の健康の確保・増進	主な取組1 食事・食育に関する学び・体験の提供	■	■		■
	主な取組2 スポーツや運動などによる健康な体作りの推進				■
	主な取組3 保健・医療機関との連携				■
施策2 子育て力の向上	主な取組1 子育てに関する学習・交流機会の充実	■			■
	主な取組2 相談事業の実施		■	■	
	主な取組3 子育てに関する知識・情報提供の実施				■
施策3 地域で育む子供の健全な育成	主な取組1 体験活動や読書活動の提供		■	■	
	主な取組2 子供に関する関係機関・関係団体との連携				■
	主な取組3 コミュニティ・スクールの推進				■
施策4 居場所づくり	主な取組1 居場所の提供と充実	■	■	■	■

target04

基本目標Ⅳ 全ての子どもが意見を表明し、参画できるまち

施策	主な取組	ライフステージ			
		幼児	学童	青年	子育て
施策1 子供の社会参画・意見表明機会の充実	主な取組1 社会参画・意見表明しやすい環境づくり	■	■	■	■
	主な取組2 関係機関・民間団体等との連携の強化				■

target05

基本目標Ⅴ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるまち

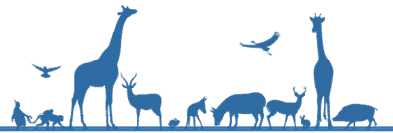
施策	主な取組	ライフステージ			
		幼児	学童	青年	子育て
施策1 子育ての経済的負担の軽減	主な取組1 妊娠・出産・子育てに関する支援	■	■		■
	主な取組2 就学前児童に対する支援		■		
	主な取組3 就学児童に対する支援		■		
施策2 ひとり親家庭の自立支援の推進	主な取組1 ひとり親家庭に対する相談・情報提供				■
	主な取組2 自立に向けた就労支援				■
	主な取組3 適切な養育のための生活支援	■	■	■	
	主な取組4 自立のための経済的支援				■
施策3 安心して外出できる環境の整備	主な取組1 安心して外出できる環境づくり	■	■	■	■
	主な取組2 子供が利用する施設等の計画的な維持管理・更新				■
	主な取組3 安心して過ごせる防災体制の構築				■
施策4 子育てと仕事の両立支援	主な取組1 共育での推進				■
	主な取組2 仕事と子育てを両立する働き方の支援				■
	主な取組3 希望の暮らしを叶えるための環境づくり				■
施策5 子供を中心とした社会の実現	主な取組1 子育てに関するサービスの向上	■	■	■	■
	主な取組2 若者世代への意識啓発・子供を中心とした社会の機運醸成				■





## 第四章

# 施策の具体的な展開





# 基本目標Ⅰ

全ての子供の人格・個性が尊重され、  
権利が保障されるまち

## 基本目標Ⅰで実現を目指す「こどもまんなか社会」

子供	1	2	3	4 将来を切り開く	5 可能性を広げる	20代・30代	10 将来を見通す	11 社会で活躍
	6	7 乗り越える	8 安全・安心	9	こどもまんなか社会の詳細は11ページを参照してください。		12	13

## 基本目標Ⅰと「こども大綱」の重要事項の関係性

こどもの誕生前から幼児期まで	学童期・思春期	青年期	
こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等			
こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供			
こどもの貧困対策			
障害児支援・医療的ケア児等への支援			
児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援			
こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組			
こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	不登校の子供への支援	不適切な指導の防止	高等教育の修学支援、高等教育の充実 就労支援、雇用と経済的基盤の安定
	成年を前に必要となる知識の情報提供や教育	いじめ防止	悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
子育て当事者			
地域子育て支援、家庭教育支援			

## 基本目標Ⅰと「こども大綱」の必要事項の関係性

●「こども大綱」の重要事項や必要事項の詳細は13ページ～を参照してください。

## 現状と課題

### 子供の権利の尊重

子供の基本的人権を国際的に保障するため、平成元年に「児童の権利に関する条約」が国連総会で採択・成立し、日本は、この条約を平成6年に批准しています。

その後、条約批准を背景として、平成12年には、児童虐待の防止や児童の保護などを定めた「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。また、平成25年には、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和6年には「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称が改められました。その際、基本理念に子供の現在の貧困のみならず、将来の貧困を防ぐことなどが追加されています。

令和4年6月に公布された改正児童福祉法では、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯が顕在化している現状を踏まえ、「こども家庭センター」の設置を始めとする子育て世帯への包括的な支援のための体制の強化が明確化されました。

令和5年4月には、「こども基本法」が施行され、日本国憲法と国際条約の精神に則り、「こども施策」に関する基本理念を定め、国や地方公共団体の責務や、事業者・国民の努力などが明確化されました。

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、毎年増加傾向にあり、児童虐待による死亡事例も高い水準で推移している状況にあります。

市では、児童虐待の未然防止、早期発見に努めるとともに、関係機関との連携強化、情報や認識の共有により、「要保護児童対策地域協議会」<sup>○</sup>の機能の充実を図っています。

児童虐待は、子供の心身に深い傷を与え、健やかな成長や発達に大きな影響を及ぼすことから、未然防止や早期発見・早期対応を図るため、保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で連携し、その防止に努める必要があります。

### 子供の発達支援体制の充実

乳幼児期は、疾病や障害を早期に発見する上で重要な時期となるため、乳幼児健康診査等により、子供の発育状況を定期的に確認し、子供の発達の状況に応じて、適切な支援や療育を受けることが重要です。

市では、子供の発達に関する総合相談窓口を設置するとともに、心理の専門職等による幼稚園・保育所等への巡回相談、各種健康診査等を実施するなど、保健、医療、福祉、教育といった各分野が連携した切れ目のない発達支援体制の充実を図っています。

## 障害のある子供への支援の充実

障害のある子供に対しては、各種法律や制度が大きく変化し、障害福祉サービスや人権擁護に関する法整備が進んでいます。そして、市町村には、障害児支援の一層の充実を図るため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられています。

市では、この計画の推進を図りながら、障害のある子供が、ライフステージに応じて、最もふさわしい支援を受けながら、社会を構成する一員として自分らしく成長していけるよう支援を行っています。

## 社会的自立に困難を有する子供やその家庭への支援の充実

ニートやひきこもり、不登校など、子供に関わる問題が深刻化しています。国では、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、関係各分野と連携した施策の推進が図られています。

さらに、令和6年6月の法改正では、ヤングケアラーの定義、支援の在り方などが定められました。これによって、ヤングケアラーへの支援がより一層強化されています。

また、令和6年4月には、「孤独・孤立対策推進法」が施行され、孤独・孤立を一律の定義の下で取り組むのではなく、孤独・孤立双方を一体として捉え、当事者や家族などの状況等に応じて多様なアプローチや手法により対応することとされています。

市では、これまでも青少年健全育成事業に取り組むなど、子供が地域の中で豊かな人間性と社会性を身に付けるための支援に取り組んできました。

コロナ禍を経て、子供を取り巻く環境が大きく変化する中で、全ての子供が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができるよう、子供の育成支援施策の一層の推進を図る必要があります。

## 小・中学校におけるいじめの防止・不登校への支援

児童・生徒のいじめや不登校等の諸課題への対応については、様々な取組が進められていますが、いじめや不登校に係る児童・生徒数は、全国的にも増加傾向にあるなど、憂慮すべき事態となっています。

また、学校が児童・生徒にとって安心して教育を受けられる場所として、一人一人に合わせたきめ細かな指導体制の充実を求められるなど、学校教育に対する様々なニーズが寄せられています。

市では、令和5年4月に「羽村市いじめ防止対策推進条例」を制定し、市、学校、保護者の責務、地域住民の役割を定め、いじめの防止に取り組んでいます。

各学校は、日頃の児童・生徒の状況把握やアンケートの実施、生活指導部会などでの情報共有により、気になる児童・生徒への早期支援に取り組んでいます。また、必要に応じて早期のカウンセリングや家庭訪問など、実態に応じた迅速な対応により、いじめの防止・不登校への支援に取り組んでいます。

## ■ 施策 I 子供の権利の尊重

 施策のポイント

子供を、多様な人格を持った個として尊重するとともに、その権利を保障することなどに取り組みます。

### 主な取組

#### 主な取組①

施策 I 子供の権利の尊重

#### 啓発事業等の実施

- 1 「こども基本法」や、「児童の権利に関する条約」の趣旨や内容の普及啓発を行うことなどにより、子供がいかなる差別も受けることなく、自らが権利の主体であることへの理解促進に取り組みます。
- 2 大人と子供が、一人一人をかけがえのない存在として、互いの立場を理解し、助け合えるよう、家庭内での人権尊重に関する学習機会の提供や啓発に取り組みます。
- 3 人権の尊重や、男女相互の理解と協力、多様性に対する理解など、児童・生徒の発達過程に応じた人権教育に取り組みます。
- 4 子供が性犯罪の被害者、また加害者にならないよう、子供や保護者、子供に関わる職員等に対し、性被害防止に関する周知啓発や、子供の発達過程に応じた性教育に取り組みます。

#### 主な取組②

施策 I 子供の権利の尊重

#### 児童虐待等の防止

- 1 全ての妊産婦、子育て世帯、子供を対象とし、母子保健機能と児童福祉機能との一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」を整備し、子供や子育て家庭の支援に取り組みます。
- 2 「羽村市要保護児童対策地域協議会」の機能を活用し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応、要保護児童の適切な保護、要支援児童の適切な支援に取り組みます。
- 3 子供と接する機会が多い関係機関や市民、また当事者である子供に対し、児童虐待防止に関する意識の啓発に取り組みます。
- 4 配偶者やパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)に対し、東京都や民間機関等と連携しながら、被害者の保護と自立に必要な支援を行います。
- 5 小・中学校において、日頃の児童・生徒の言動や身体の変化などで気になることについて関係機関との共有に取り組みます。虐待が疑われる場合には、「こども家庭センター」や児童相談所等と連携して対応します。

### 養育に支援が必要な家庭、子供の早期発見・支援

- 1 養育に支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要に応じて助産所やヘルパーによる適切な支援につなげます。
- 2 支援が必要な子供の早期発見と適切な対応に取り組みます。
- 3 小・中学校や市役所などにおいて、日本語を母語としない子供や保護者に対し、翻訳システムを使った窓口対応や日本語以外の言語による情報発信を行うなど、適切な支援につなげます。



### アンケートや意見聴取で寄せられたご意見

「こどもまんなか社会」に向けての活動をSNS等で情報発信してほしい。

(高校生・大学生世代)

周囲の大人の理解がないと何も上手くいかないと思う。

(高校生・大学生世代)

大人の都合のいい解釈を押し付けず、しっかりと子供をまんなかに据えてほしい。

(高校生・大学生世代)

子供たちの関心ごとに目を向けてほしい。

(高校生・大学生世代)

子供・子育て世代の“声”



Children / Youth / Parent - VOICE

アンケートや意見聴取で寄せられた意見を抜粋して掲載しています。

## ■ 施策2 子供の発達支援体制の充実

 施策のポイント

幼稚園・保育所等、学校、保護者が相互に連携し、支援対象となる児童の早期発見と切れ目のない発達支援体制を充実していきます。

### 主な取組

#### 主な取組①

施策2 子供の発達支援体制の充実

#### 発達障害の早期発見・支援

- 1 子供の発育・発達障害や疾病などの早期発見・早期治療につなげるため、妊娠期や未就学児・就学児期などの健康診査等の実施に取り組みます。

#### 主な取組②

施策2 子供の発達支援体制の充実

#### 発達に関する相談・支援

- 1 臨床心理士や公認心理師<sup>○</sup>、言語聴覚士<sup>○</sup>による相談事業のほか、専門の医療機関や福祉サービスにつなぐことなど、関係部署や関係機関と連携した支援に取り組みます。
- 2 心理の専門職が、幼稚園・保育所等や学童クラブを巡回し、幼稚園教諭や保育士・学童クラブ職員に対する助言や支援を行うことに取り組みます。
- 3 「はばたきファイル<sup>○</sup>」の活用などにより、保護者や様々な機関と連携し、乳幼児期から学齢期等に至るまで、一貫した支援をつないでいくことに取り組みます。
- 4 幼稚園・保育所等、小学校、特別支援学校等が連携し、子供の成長に関する情報を共有し、年長児から小学校1年生の就学段階で円滑に接続するための支援に取り組みます。
- 5 発達の状態等に応じ、最も学びを深められる就学先や適切な支援について保護者と一緒に考える就学相談に取り組みます。

#### 主な取組③

施策2 子供の発達支援体制の充実

#### 発達障害に関する啓発事業・研修

- 1 発達に支援を要する子供が、地域で暮らしていくことができるよう、その特性や対応方法等を学ぶ講演会など、広く普及啓発に取り組みます。
- 2 子供の支援に関わる教職員等に対し、発達に支援を要する子供の特性や対応方法などを身に付けるための研修会の実施に取り組みます。
- 3 子供の発達に心配のある保護者を対象に、日常生活での適切な子供への関わり方を学ぶことや、参加者同士で悩みを共有し支え合う講座の実施などに取り組みます。

## 発達支援体制の強化

- 1 乳幼児期から成人期までの切れ目のない発達支援を行うため、保健・医療・福祉・教育等の各分野が連携し、組織横断的な体制の強化に取り組みます。
- 2 障害のある子供に対するサービスの充実を図るとともに、様々な相談に適切に対応できる体制の整備に民間事業者等と連携して取り組みます。



### アンケートや意見聴取で寄せられたご意見

発達障害のある子供がいます。まだまだ障害特性に対し、療育などサービスを増やしてほしいと思う。特性のある子供が多い状況の中で発達のことを相談できる（発達健診など）日を環境も含めて増やしてほしい。

（就学前児童の保護者）

子供に発達の遅れがあることが分かりましたが、どう接していけばよいか試行錯誤の毎日です。発達や障害に対しての講習会などを定期的で開催してほしい。

（就学前児童の保護者）

子供の発達や困り事の相談について、どこに相談すれば良いのか、利用方法は、流れは、この悩みはココ、こういうのも使えるよ、こういうサポートしてる教室があるよ、など分かりやすい発信があると助かります。

（就学児童の保護者）

子供・子育て世代の“声”



Children/Youth/Parent-VOICE

アンケートや意見聴取で寄せられた意見を抜粋して掲載しています。

## 施策3 障害のある子供への支援の充実

 施策のポイント

障害のある子供の発達や将来の自立、社会参加を支援します。

### 主な取組

#### 主な取組①

施策3 障害のある子供への支援の充実

#### 障害のある子供に対する手当等の支給

- 1 障害のある子供やその保護者への手当として、それぞれの要件に応じた各種手当の支給に取り組みます。
- 2 障害のある子供の医療費の助成として、それぞれの要件に応じた各種助成に取り組みます。
- 3 特別支援学級<sup>○</sup>に在籍する児童・生徒の保護者に対し、それぞれの要件に応じて、特別支援教育就学奨励費の支給に取り組みます。

#### 主な取組②

施策3 障害のある子供への支援の充実

#### 障害のある子供に対する保育の実施

- 1 医療機関や療育機関等との連携を図りながら、インクルーシブ保育<sup>○</sup>を実施するための支援に取り組みます。また、幼稚園・保育所等の職員の知識の拡充・スキルアップを図るための研修会の実施や情報提供などを行い、保育の質のさらなる向上に取り組みます。
- 2 医療的なケアが必要な児童の受け入れ体制を構築する保育所等を支援し、医療的ケア児の地域生活の向上に取り組みます。

#### 主な取組③

施策3 障害のある子供への支援の充実

#### 障害のある子供に対するサービス等の充実

- 1 主に小学校入学前の子供を対象に、言語聴覚士が言葉の遅れや発音・吃音などに関する相談を受け、必要に応じて専門機関を紹介することなどに取り組みます。
- 2 障害児通所支援や、日中活動系サービスなどの必要なサービスの提供や、就労に関する相談支援などに取り組みます。
- 3 発達の状態等に応じ、最も学びを深められる就学先や適切な支援について保護者と一緒に考える就学相談に取り組みます。 (再掲)

## 支援体制の充実

- 1 障害のある子供に対するサービスの充実を図るとともに、様々な相談に適切に対応できる体制の整備に民間事業者等と連携して取り組みます。 **〔再掲〕**
- 2 サービスの向上を目指し、障害児福祉サービスを行う市内の事業所を対象に連絡会を開催し、意見交換や情報共有に取り組みます。
- 3 小・中学校の特別支援教室<sup>○</sup>及び特別支援学級における指導や教育活動の充実を図ります。
- 4 全ての小・中学校でユニバーサルデザイン<sup>○</sup>による授業づくりや学習環境整備を進め、インクルーシブ教育システム<sup>○</sup>の構築に取り組みます。



### アンケートや意見聴取で寄せられたご意見

全ての子供が平等に幸せに暮らせる生活をするのは困難なこととは思いますが、少しでも多くの子供が救われる社会になってほしい。

(就学児童の保護者)

差別がなく、みんながみんな、幸せに過ごせる世の中になってほしい。

(小学生世代)

障害のある人や高齢の人に対してユニバーサルデザインやバリアフリーなどがたくさんある羽村市にしていきたいと思う。

(小学生世代)

子供・子育て世代の“声”



Children/Youth/Parent-VOICE

アンケートや意見聴取で寄せられた意見を抜粋して掲載しています。

## 施策4 社会的自立に困難を有する子供や その家庭への支援の充実

施策のポイント

貧困などの経済的な困難、ニートやひきこもりなどの課題を抱える子供や、その保護者などを支援していきます。

### 主な取組

#### 主な取組①

施策4 社会的自立に困難を有する子供やその家庭への支援の充実

#### 相談・支援体制の整備

- 1 ニートやひきこもりなど、社会生活に困難を有する子供や、その家庭を支援するため、相談会や講演会の実施、関係機関などと連携した対応に取り組みます。
- 2 包括的な支援体制を構築するため、継続的な支援や、多機関の協働による支援を一体的に実施できるよう重層的支援体制の整備に向けた検討に取り組みます。
- 3 子供の非行やゲーム依存などの諸課題への対応として、広報はむら等による啓発やオンライン講座の実施、関係機関・団体等と連携したパトロールの実施などに取り組みます。

#### 主な取組②

施策4 社会的自立に困難を有する子供やその家庭への支援の充実

#### 学校教育における支援の充実

- 1 スクールソーシャルワーカー<sup>○</sup>の活用により、課題を抱える児童・生徒や保護者に対し、児童・生徒を取り巻く環境の調整や問題解決に向けた支援に取り組みます。
- 2 児童・生徒の生活指導上の課題に対応し、問題行動等の未然防止を図るため、家庭と子供の支援員を全校に配置し、登校支援や保護者への助言、相談支援に取り組みます。
- 3 小・中学校の特別支援教室及び特別支援学級における指導や教育活動の充実を図ります。  
(再掲)
- 4 全ての小・中学校でユニバーサルデザインによる授業づくりや学習環境整備を進め、インクルーシブ教育システムの構築に取り組みます。 (再掲)

#### 主な取組③

施策4 社会的自立に困難を有する子供やその家庭への支援の充実

#### ヤングケアラーへの支援の充実

- 1 保健・医療・福祉・教育分野などの様々な支援者が、ヤングケアラーについての認識を向上させ、関係機関と連携した支援につなげていくことに取り組みます。

主な取組④

施策4 社会的自立に困難を有する子供やその家庭への支援の充実

### 子供の貧困などに対する支援

- 1 幼稚園・保育所等の施設利用料の無償化や実費負担となる費用の助成など、子育て世帯の負担軽減と質の高い幼児教育・保育を受ける機会の確保に取り組みます。
- 2 生活困窮者に対し、自立相談支援事業をはじめとした、ニーズに応じた様々な事業の実施・検討に取り組みます。
- 3 経済的な理由で教育にかかる費用の支出が困難な保護者に対し、学用品費や校外活動費などの就学に必要な費用を支援します。また、学校行事等にかかる費用に対して保護者負担の軽減を図ります。
- 4 高等学校等に入学する際に要する費用の調達が困難な保護者に対し、市内金融機関で受ける入学資金等の融資に係る利子分等の支援に取り組みます。
- 5 市内で運営されている子ども食堂<sup>○</sup>などの開催日等の周知や、運営事業者間の情報交換等の機会の提供などに取り組みます。
- 6 就職面接会や専門員による各種就職相談会、就職セミナーなどを開催するとともに、関係機関と連携し、相談者の抱える状況に応じた支援に取り組みます。
- 7 母子家庭・父子家庭の方や配偶者のいない女性の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、事業の開始や技能習得などに必要な資金の貸付や手当の支給、医療費の助成などに取り組みます。

### アンケートや意見聴取で寄せられたご意見

顔も何をしているかも全く知らない人に相談できると良い(LINEなどの活用)。

(高校生・大学生世代)

悩みを聞いてくれる場所が欲しい。

(高校生・大学生世代)

ヤングケアラーのいる家庭の悩みに対しては、周りの大人や行政の連携が解決のためには重要だと思う。日頃から子供の変化を感じ取り話を聞く、相談に乗り当事者の心身を軽くする体制整備が必要だと思う。

(就学児童の保護者)

誰にも言えないことを誰かに気軽に話せる場所・サービスがあると良い。相談ではなくてただ話を聞いてほしい。

(高校生・大学生世代)

悩みや葛藤を自分とは知られずに、自分のことを知らない人に話せたら、少し楽になれる時もある。

(高校生・大学生世代)

両親や学校の先生以外の第三者と気軽に話せる環境があると良い。

(高校生・大学生世代)

子供・子育て世代の“声”



Children / Youth / Parent-VOICE

アンケートや意見聴取で寄せられた意見を抜粋して掲載しています。

## ■ 施策5 小・中学校におけるいじめの防止・不登校への支援

 施策のポイント

小・中学校の児童・生徒におけるいじめの未然防止や早期発見・早期対応、不登校の子供に対する支援に取り組みます。

### 主な取組

#### 主な取組①

#### 施策5 小・中学校におけるいじめの防止・不登校への支援

### いじめの未然防止や早期発見・早期対応と不登校への支援

- 1 小・中学校における全教育活動を通じて、児童・生徒の自尊感情や自己肯定感を高めることに取り組みます。
- 2 「日常の観察」や「アンケート」、「面接」の実施などにより、児童・生徒の不安や悩みなどを把握し、必要に応じて、適切な支援につなげていきます。
- 3 小・中学校で年3回に渡って「いじめに関する授業」を実施するほか、全教職員を対象に「いじめに関する校内研修」を実施し、いじめの未然防止、早期対応に取り組みます。
- 4 「挨拶プラス一言運動」を実施し、日頃から子供達の些細な変化を見逃さないよう取り組みます。さらに、「いつでも誰にでも相談週間」を実施し、担任だけでなく、学年の教員や専科の教員、管理職にも相談できるようにしていきます。
- 5 児童・生徒の生活指導上の課題に対応し、問題行動等の未然防止を図るため、家庭と子供の支援員を全校に配置し、登校支援や保護者への助言、相談支援に取り組みます。  
(再掲)
- 6 スクールソーシャルワーカーの活用により、課題を抱える児童・生徒や保護者に対し、児童・生徒を取り巻く環境の調整や問題解決に向けた支援に取り組みます。  
(再掲)
- 7 不登校やいじめ、ヤングケアラー等、様々な困難を抱える児童・生徒一人一人にきめ細かく対応するため、スクールカウンセラー<sup>○</sup>等の専門人材を活用した相談体制の強化と関係機関と連携した支援に取り組みます。
- 8 教育相談室<sup>○</sup>や学校適応指導教室(ハーモニースクール・はむら<sup>○</sup>)、校内別室指導教室<sup>○</sup>による支援などの取組を推進し、不登校児童・生徒に対する居場所づくりや学びの機会の保障に取り組みます。
- 9 子育てに関する不安の解消に向けた適切な支援を行うため、「こども家庭センター」や教育相談室などと連携した相談対応などに取り組みます。



アンケートや意見聴取で寄せられたご意見

いじめがない皆がやさしい  
羽村市にしていきたい。

(小学生世代)

いじめ、交通事故などの不安が  
ない街であってほしい。

(中学生世代)

不登校の子供や外国籍の子供など  
が、学校以外で気軽に行けて勉強  
を教えてくれる場所があると  
いいと思います。

(就学児童の保護者)

小学校高学年、中学生になっ  
てから不登校になり相談できず  
悩む人も多くいます。学校の  
先生以外の専門家に相談  
できる場が必要だと思います。

(就学児童の保護者)

子供・子育て世代の“声”



Children/Youth/Parent-VOICE



アンケートや意見聴取で寄せられた意見を抜粋して掲載しています。



## 2 | 基本目標Ⅱ

全ての子供が適切に養育され、  
切れ目なく健やかに成長できるまち

### 基本目標Ⅱで実現を目指す「こどもまんなか社会」

子供	 心身の成長 1	 幸福な生活 2	3	4	5	20代・30代	10	11
	6	 乗り越える 7	8	9	 こどもまんなか社会の詳細は11ページを参照してください。		 こどもと生活 12	 喜びを実感 13

### 基本目標Ⅱと「こども大綱」の重要事項の関係性

	こどもの誕生前から幼児期まで	学童期・思春期	青年期
妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保			
こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実			
	子育て当事者		
		地域子育て支援、家庭教育支援	
	共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大		

### 基本目標Ⅱと「こども大綱」の必要事項の関係性

●「こども大綱」の重要事項や必要事項の詳細は13ページ～を参照してください。

## 現状と課題

### 妊娠・出産・子育てに関する支援の充実

#### 子育て家庭を地域等で支える仕組みの充実

市では、妊娠・出産期から子育て期にわたり、母子保健や育児に関する様々な悩みなどに円滑に対応できるよう、保健師等が専門的な見地から相談支援を行うなど、切れ目のない支援に取り組んでいます。

また、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、産後ケア事業の拡充による産婦の心身の負担軽減や、子育て支援のための有効な情報発信、一人一人に寄り添った伴走型相談支援等に取り組んでいます。

児童福祉法の一部改正(令和6年4月施行)により規定された「こども家庭センター」の設置に向け、統括支援員を中心とした一体的支援や支援プランの運用を試行するとともに、必要な人員・組織体制についての検討を進めています。

### 就学前の子供の教育・保育に対する支援の充実

市における就学前の子供の教育・保育は、主に市内の幼稚園、認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業、認証保育所により提供されています。

市内の幼稚園では、各園それぞれに特色のある幼児教育が行われており、保護者の選択により利用されています。また、利用者の半数近くが市外からの利用者であり、広域的な利用が進んでいます。

少子化の進行や共働き家庭の増加により、幼稚園を希望する利用者は減少する傾向が続いています。

保育については、児童福祉法により、市町村に実施が義務付けられており、認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業等により実施しています。共働き世帯の増加などにより、保育需要はおおむね横ばいの状況にありますが、少子化の進行が見込まれており、今後は保育需要も減少していくものと想定しています。

市では、市内幼稚園・保育所等が安定した運営を続けていくことができるよう、安全対策事業や物価高騰緊急対策事業など、国や東京都などの財源を活用し、時機を捉えた様々な支援に取り組んでいます。

また、年長児から小学校1年生の架け橋期の円滑な接続に主眼を置き、幼・保・小連携推進協議会<sup>○</sup>における取組を通じ、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・特別支援学校の連携の促進が図られるよう取り組んでいます。

### 就学期への移行支援と子供たちの豊かな心の育成

市では、小中一貫教育を学校教育の柱として、基礎的・基本的な学力を身に付けるとともに、小学校1年生からの英語教育や人間学(キャリア教育)など、市独自の特色ある教育活動を実施しています。

また、児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばすため、多様なニーズに応じた特別支援教育の推進、教育相談体制の充実など、子どもたちの生きる力の育成に取り組んでいます。



## ■ 施策Ⅰ 妊娠・出産・子育てに関する支援の充実

 施策のポイント

全ての妊産婦が安心して子供を生み、子育てができるよう、母親や乳幼児等の健康の確保と増進、保護者の育児不安の解消等に取り組みます。

### 主な取組

#### 主な取組①

施策Ⅰ 妊娠・出産・子育てに関する支援の充実

#### 妊娠期における支援

- 1 母子健康手帳交付時の保健師による面談や妊婦健康診査などを通して、妊婦の健康状態の把握や母子保健サービスの紹介などを行い、母体と胎児の健康の確保及び増進に取り組みます。
- 2 妊娠、出産、育児に主体的に臨むことができるよう、母親・父親に対する正しい知識の普及啓発や学習・体験の機会の提供、相談支援に取り組みます。

#### 主な取組②

施策Ⅰ 妊娠・出産・子育てに関する支援の充実

#### 出産後の母子に対する支援

- 1 乳児家庭への訪問、各種乳幼児健康診査を通して、発育・発達の確認と疾病や異常の有無や養育環境の把握に取り組みます。
- 2 妊産婦や子育て中の保護者と子供の心身の健康管理や育児不安の解消が図られるよう、医師や保健師・管理栄養士等の専門職による相談機会の提供に取り組みます。
- 3 年齢に応じた歯科健康診査や保健指導、フッ化物塗布による予防処置の実施により、歯科疾患の早期発見・早期治療を図り、乳幼児の歯科保健の向上に取り組みます。
- 4 産後の母子がいる家庭への助産師の訪問や、母子が助産所等に通所又は宿泊すること、またヘルパーによる訪問などにより、心身のケアや育児のサポートに取り組みます。
- 5 定期予防接種の対象者に対し、接種時期・接種間隔などの正しい知識の情報提供と接種勧奨を行い、感染の恐れがある疾病の発生やまん延の防止に取り組みます。

### 特別な支援が必要な子供・家庭に対する支援

- 1 健康上の課題や発達面などで経過観察が必要な乳幼児に対し、小児科医による診察や、保健師・管理栄養士による個別相談などに取り組みます。また、心理面での経過観察が必要な幼児には、心理相談員が定期的に面談を行い、健康面や情緒面に関する相談を行います。
- 2 精密検査が必要な母子に対し、医療機関等で検査を受ける受診票を交付し、疾病や異常の早期発見・早期治療に取り組みます。



### アンケートや意見聴取で寄せられたご意見

給付金などにより、子供を産みやすいようにしてほしい。

(高校生・大学生世代)

相談窓口を充実したり、妊婦への手当を充実してほしい。

(高校生・大学生世代)

出産したばかりの時に育児で気をつけること、赤ちゃんとの接し方などを実践的に受けられる講座などがあると良い。

(高校生・大学生世代)

子育て支援が充実している街であってほしい。

(中学生世代)

子育てに関するサービスを使いたいけど、使っていいのか分からなかった。詳しく知ったり、気軽に使えると良いと思います。

(就学前児童の保護者)

知らない事業・サービスがたくさんあると思いました。もっと発信して認知してもらうことで、困っていることや悩んでいることの助けになると思います。

(就学児童の保護者)

子供・子育て世代の“声”



Children / Youth / Parent - VOICE

アンケートや意見聴取で寄せられた意見を抜粋して掲載しています。

## ■ 施策2 子育て家庭を地域等で支える仕組みの充実

 施策のポイント

子育て家庭が、身近な地域で安心して子育てができるよう、地域全体で支援していく体制の充実を図ります。

### 主な取組

#### 主な取組①

#### 施策2 子育て家庭を地域等で支える仕組みの充実

### 子育て支援体制の構築

- 1 全ての妊産婦、子育て世帯、子供を対象とし、母子保健機能と児童福祉機能との一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」を整備し、子供や子育て家庭の支援に取り組みます。 (再掲)
- 2 伴走型相談支援による面談等の機会を活用し、子育てに関する情報提供や支援メニューへのつながりと、関係機関と連携した支援を提供し、養育困難や児童虐待の未然防止に取り組みます。
- 3 子育てに関するサービスや情報を伝えられるよう、羽村市公式LINE<sup>○</sup>などの各種媒体を活用した情報提供・情報発信に取り組みます。
- 4 関係機関を対象とした研修会の実施や、子育て支援に関する最新の情報を提供することにより、関心や知識を高め、子育て支援体制の充実に取り組みます。

#### 主な取組②

#### 施策2 子育て家庭を地域等で支える仕組みの充実

### 子育て当事者のネットワークづくりとその活用推進

- 1 認可保育所や児童館などのそれぞれの地域で行う地域子育て支援事業のほか、各幼稚園・保育所等で実施する子育て支援の取組によって、子育て中の保護者の交流や親子の仲間づくりの場や、子育てサークルの育成・支援、子育て相談、子育て関連の情報提供などに取り組みます。
- 2 両親学級や各種教室など、妊婦や子育て家庭の交流の機会を提供し、情報交換や仲間づくりを促すことで、育児不安や孤立感の軽減を図ります。
- 3 地域住民が子育てサロンや交流の場などを主催する「小地域ネットワーク活動<sup>○</sup>」といった関係機関等が実施する事業に対する支援を行うことで、地域での子育てや子供たちの交流を推進します。

## 子育て支援の充実

- 1 地域の子育て家庭を対象とした育児相談の場を設けるなど、保育所等が保育の専門性を生かして実施する取組などの支援を行います。また、中核的な相談機関である「こども家庭センター」との情報共有・連携を行うことで、多様な家庭環境等に対する支援体制の充実を図っていきます。
- 2 ファミリー・サポート・センター事業<sup>○</sup>や、子育てボランティアの活動などによって、地域の子育ての輪を広げ、地域で子育てを支援する環境づくりに取り組むことで、地域の子育て力を高めていきます。



### アンケートや意見聴取で寄せられたご意見

周りの協力がないと  
子育ては大変だと思う。

(高校生・大学生世代)

自分が子育てをする時に、両親が  
近くに住んでいない場合、たくさん  
悩んで自分の心が辛くなってしまう  
のではないかと不安がある。

(高校生・大学生世代)

自分に子供ができた時に、  
安心して子育てすることができるか不安に感じる。

(高校生・大学生世代)

子供たちが安全・安心に生活できる  
環境は、家庭だけでなく社会の支援  
があって成り立つと痛感している。  
親の心にゆとりがあることが必要  
だと思います。

(就学前児童の保護者)

子供・子育て世代の“声”



Children / Youth / Parent - VOICE

アンケートや意見聴取で寄せられた意見を抜粋して掲載しています。

## ■ 施策3 就学前の子供の教育・保育に対する支援の充実

 施策のポイント

就学前の子供が健やかに成長することができるよう、幼稚園・保育所等の運営に対する支援や多様なニーズに応じた保育サービスの実施に取り組みます。

### 主な取組

#### 主な取組①

#### 施策3 就学前の子供の教育・保育に対する支援の充実

### 教育・保育の提供体制の確保

- 1 幼稚園・保育所・認定こども園等の施設類型を問わず、就学前の子供の発達過程に応じた質の高い幼児教育・保育を提供することができるよう、国や東京都の取組などを活用した支援に取り組みます。
- 2 幼稚園・保育所等に対する第三者評価等を通じた運営改善に対する支援や指導検査の実施などにより、適正な運営及びサービスの質の確保に対する支援に取り組みます。
- 3 幼稚園・保育所等の認定こども園への移行や、幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行などについて、手続きの確認・調整や、施設に対する情報提供・相談対応などに取り組みます。
- 4 保育人材の確保や保育士の業務負担の軽減などを支援することで、保育環境の充実に取り組みます。

#### 主な取組②

#### 施策3 就学前の子供の教育・保育に対する支援の充実

### 多様なニーズに応じた保育サービスの実施

- 1 医療機関や療育機関などとの連携や、配慮が必要な子供をはじめとした個々に応じた保育を実施するための支援に取り組みます。また、保育士等のスキルアップなど、各施設における保育の質を向上するための支援に取り組みます。
- 2 自宅等で保育を実施する家庭的保育事業<sup>○</sup>や、多様化する保育ニーズに対して民間事業者が行う認証保育所事業<sup>○</sup>などに対する支援に取り組みます。
- 3 就労形態の多様化や通勤時間の長い保護者のニーズに対応するため、延長保育事業や休日保育事業、定期利用保育事業に取り組みます。
- 4 子供が病期中又は病気の回復期にあって、集団保育が困難な場合に、保育園や医療機関等に併設された専用スペースで保育を行う病児・病後児保育事業に取り組みます。

主な取組③

施策3 就学前の子供の教育・保育に対する支援の充実

在宅未就園児に対する支援

- 1 保護者の育児疲れの解消、短時間労働、急病、冠婚葬祭などの理由により、緊急・一時的に就学前の子供の保育が必要となる場合に、認可保育所や認定こども園等で預かる事業の支援に取り組みます。
- 2 幼稚園等で通常の教育時間の前後に、保護者の要望に応じて児童を預かる事業の支援に取り組みます。
- 3 在宅で子育てを行う家庭の孤立防止や養育力の向上、育児不安の軽減などを目的に、保護者の就労等の有無にかかわらず、幼稚園等で就学前の子供を預かる事業の支援に取り組みます。
- 4 保護者の疾病、出産、看護、冠婚葬祭、育児疲れなどの理由により、就学前の子供等を保育できない場合に、原則として7日以内の期間、乳児院・児童養護施設<sup>○</sup>で預かる事業に取り組みます。



アンケートや意見聴取で寄せられたご意見

病児保育など、親が体調不良の場合の預け先が拡充されると良いと思います。

(就学前児童の保護者)

子供を預けるサービスを充実させてほしい反面、保育士の負担は大きいと思います。

(就学前児童の保護者)

子供が保育園に入園してからありがたさを感じている。様々な体験をさせてくれています。それを担う保育士さんの待遇が少しでも良くなっていくことを願います。

(就学前児童の保護者)

平日は保育園を利用していますが、夫が土日も出勤することがあり、ワンオペで子供と過ごすことに若干辛さを感じています。

(就学前児童の保護者)

子供・子育て世代の“声”



Children / Youth / Parent-VOICE

アンケートや意見聴取で寄せられた意見を抜粋して掲載しています。

## ■ 施策4 就学期への移行支援と子供の豊かな心の育成

 施策のポイント

幼稚園・保育所等から小学校への円滑な接続の支援と、児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばすための生きる力の育成に取り組みます。

### 主な取組

#### 主な取組①

#### 施策4 就学期への移行支援と子供の豊かな心の育成

### 乳幼児期から就学期への移行支援

- 1 一人一人の多様性に配慮した上で、全ての子供の学びや生活の基盤づくりができるよう、「羽村市の架け橋期のカリキュラム<sup>○</sup>」に基づき、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校・特別支援学校間の連携の充実に取り組みます。
- 2 対応に配慮が必要な児童が安全・安心な生活を送ることができるよう、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校・学童クラブ・放課後子ども教室<sup>○</sup>及び障害児通所支援事業所間の連携の充実に取り組みます。

#### 主な取組②

#### 施策4 就学期への移行支援と子供の豊かな心の育成

### 特色ある学校教育の充実

- 1 ALT(外国語指導助手)を小学校1年生から活用することにより、コミュニケーションを図る資質・能力の育成や発信力(書く・話す力)の強化など、英語教育の充実に取り組みます。
- 2 オークストラ鑑賞教室などを通じて、豊かな感性や情操を育む音楽教育の充実に取り組みます。
- 3 キャリア教育を基盤とする学習などを通じて、学ぶことや働くことに対する考え方を身につけ、自らの生き方に主体的に取り組み、実践しようとする態度の育成に取り組みます。
- 4 「特色ある学校づくり交付金」を活用し、児童・生徒や地域の特性を生かした教育活動の推進に取り組みます。
- 5 人権教育や道徳教育、「総合的な学習の時間」等を活用し、児童・生徒の自尊感情や自己肯定感を高めることに取り組みます。
- 6 義務教育9年間の各教科の学びにおいて、ICT機器を効果的に活用しながら、学級やグループ等の中で「協働的な学び」を推進し、生きる力を育む教育の実現に取り組みます。
- 7 一人一人の成長や学習でのつまずき、学習進度等を的確に捉え、「個別最適な学び」を推進し、児童・生徒の可能性を引き出す教育の実現に取り組みます。
- 8 図書館司書と学校の司書教諭の連携、図書館システムとの連携を図ることにより、児童・生徒の読書活動の支援に取り組みます。
- 9 中学校教員による小学校への乗り入れ授業や、小学校同士の合同授業、家庭学習の共通した取組など、小・小連携と小・中の滑らかな接続に取り組みます。

### 多様なニーズに応じた教育活動の推進

- 1 教育相談室や学校適応指導教室(ハーモニースクール・はむら)などにおいて、きめ細かな相談と支援に取り組みます。
- 2 教員の専門性の向上を図る研修の実施や、特別支援教育支援員等の小・中学校への配置などにより、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒に対する支援に取り組みます。
- 3 スクールソーシャルワーカーの活用により、課題を抱える児童・生徒や保護者に対し、児童・生徒を取り巻く環境の調整や問題解決に向けた支援に取り組みます。(再掲)
- 4 児童・生徒の生活指導上の課題に対応し、問題行動等の未然防止を図るため、家庭と子供の支援員を全校に配置し、登校支援や保護者への助言、相談支援に取り組みます。(再掲)
- 5 特別支援教育介助員の小・中学校への配置などにより、特別支援学級に在籍する児童・生徒に対する適切な支援体制の充実に取り組みます。



### アンケートや意見聴取で寄せられたご意見

小学校の入学に向けて不安を抱えている保護者は多いと思うので、手厚い支援をお願いしたいです。

(就学前児童の保護者)

市の幼稚園・保育園・小学校・中学校の先生方が交流し、子供をまんなかに置いた社会について話し合ってもらえたら嬉しいです。

(就学前児童の保護者)

保育園が充実していますが、小学校に入ると保護者との交わりが薄れ、実態がつかみづらくなります。

(就学児童の保護者)

幼稚園・保育園と小学校との連携を強化してほしい。園児の小学校見学だけでなく、小学校教諭の園見学や学校のイベントへの園児の参加などがあると良いと思います。

(就学児童の保護者)

学校について知りたい保護者や園児が学校や児童の様子を直接見ることができる機会を増やしてほしいです。

(就学児童の保護者)

子供・子育て世代の“声”



Children/Youth/Parent-VOICE















アンケートや意見聴取で寄せられた意見を抜粋して掲載しています。



### 3 | 基本目標Ⅲ

全ての子供が幸せに成長できる  
家庭や環境があるまち

基本目標Ⅲで実現を目指す「こどもまんなか社会」

子供	 心身の成長 1	 2	 生き抜く力 3	 将来を切り開く 4	 可能性を広げる 5	20代・30代	 10	 社会で活躍 11
	 6	 乗り越える 7	 8	 9	 こどもまんなか社会 こどもまんなか社会の詳細は11ページを参照してください。		 こどもと生活 12	 喜びを実感 13

基本目標Ⅲと「こども大綱」の重要事項の関係性

こどもの誕生前から幼児期まで	学童期・思春期	青年期
こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供		
妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	居場所づくり	心身の健康等の情報提供やこころのケアの充実
こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実		
子育て当事者		
地域子育て支援、家庭教育支援		
共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大		

基本目標Ⅲと「こども大綱」の必要事項の関係性

こども・若者の社会参画・意見反映

●「こども大綱」の重要事項や必要事項の詳細は13ページ～を参照してください。

## 現状と課題

### 子供と保護者の健康の確保・増進

乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の確保・増進の基盤となる時期であり、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期となります。

市では、子供が食生活を始めとする基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、乳幼児健康診査や各種講座等において、子供の成長過程に応じた栄養指導や普及啓発に取り組んでいます。さらに、子供自身が自分の健康に関心を持ち、主体的に健康作りに取り組めるよう、食や生活習慣に関する学習・体験の機会の充実を地域全体で図っていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行は、専門医療と地域医療機関の連携、医療提供体制の確保・充実の必要性を浮き彫りにしました。子供やその保護者が体調不良時に適切な治療が受けられるよう安全・安心な医療体制の整備が求められています。

市では、公立福生病院への運営支援や、休日診療・休日歯科診療などを通じて、地域医療の充実に取り組んでいます。

### 子育て力の向上

共働き世帯の増加や核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化等による家庭や地域における養育力の低下、全ての子供を地域社会全体で見守り、育てていくことが必要とされるなど、子供の育成を支援するための取組が更に重要となっています。令和5年度に東京都が行った調査では、「住む地域に友達や家族が住んでいない保護者は、子育てと仕事等の両立に悩んでいる割合が高い」という結果が出ています(令和5年度実施 東京都子供政策連携室 とうきょうこどもアンケート)。

市では、こうした状況を踏まえつつ、子育て中の保護者の仲間作りや、保護者が自分の都合に合わせて学べるオンラインによる子育てに役立つ研修動画の配信などに取り組んできました。令和6年度から開始した「保育所等における地域の子育て支援事業」や、幼稚園・保育所等が独自に取り組む相談事業等は、在宅で子育てを行う家庭の孤立防止や養育力の向上、育児不安の軽減につながる取組で、市内の幼稚園・保育所等が地域の子育て支援拠点としての役割を担っています。

引き続き、在宅の子育て家庭や身近に相談相手のいない保護者に対する支援に、地域の関係機関との連携を図りながら、取り組んでいく必要があります。

## 地域で育む子供の健全な育成

子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、学校、地域、家庭が連携を深めていくことが更に重要となっています。

遊びや体験活動は子供の健やかな成長の原点です。家庭や地域、学校、民間団体等が連携・協働し、子供の年齢や成長段階に応じて、自然体験や文化芸術体験などの多様な体験と外遊びを含む様々な遊びができる環境を作っていくことが求められています。さらに、子供の読書活動も生きる力を身に付けていくうえで必要です。

こうした状況を踏まえ、市ではこれまでも、青少年健全育成の日における子どもフェスティバルや、子ども体験塾、夢チャレンジセミナーなど、様々なイベントの開催等を通じて、青少年が豊かな人間性と社会性を身に付けるための支援に関係団体と協力して取り組んできたほか、様々な機会を通じた子供の読書活動の推進に取り組んできました。

また、全小・中学校にコミュニティ・スクール<sup>○</sup>を導入し、地域住民や保護者の学校運営への参画を促進し、地域に根差した特色ある学校づくりに取り組んでいます。

## 居場所づくり

少子化の進行や共働き家庭の増加により、「放課後、自宅に家族がいない」、「近所に同年代の子供が少ない」、「自由に遊べる場所が減った」などの状況が生じ、子供が居場所を持つことが難しくなっています。

国が令和5年12月に策定した「こどもの居場所づくりに関する指針」では、子供が過ごす居場所とは、「物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得る」とされており、「こどもが過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こどもにとっての居場所になり得る」とされています。

また、令和5年度に実施した「羽村市子ども・子育てに関する調査」などでは、長期休業期間などを中心に、小学校高学年の児童や中・高校生の居場所づくりなどが求められています。

これらを考慮し、これまでの取組に加えて、関係機関、関係団体との連携を図りながら、子供のニーズを踏まえた居場所づくりに取り組む必要があります。

## ■ 施策Ⅰ 子供と保護者の健康の確保・増進

 施策のポイント

子供の食事や栄養、スポーツなどの運動に関する普及啓発、十分な睡眠を確保するなどの規則正しい生活習慣に関する理解を深めることで、健やかな成長を育む基礎をつくります。

### 主な取組

#### 主な取組①

施策Ⅰ 子供と保護者の健康の確保・増進

#### 食事・食育に関する学び・体験の提供

- 1 子供の成長段階に応じた栄養・食生活について、講習会や調理体験などによる学びの機会の提供に取り組みます。
- 2 各種の乳幼児健康診査、育児相談等において、管理栄養士による相談や、健康教育を実施し、望ましい食生活に関する情報の提供に取り組みます。
- 3 給食センターと連携し、小・中学校の学校給食を通じた食育の指導を行い、心身の健全育成に努めます。また、学校給食に地場産の農産物を使用することで、地産地消に努めます。
- 4 小学校の「羽村学(郷土学習)」の一環として、子供が稲作体験を行い、収穫したお米を食べることで、食への理解を深めます。

#### 主な取組②

施策Ⅰ 子供と保護者の健康の確保・増進

#### スポーツや運動などによる健康な体作りの推進

- 1 子供が遊びを通じて体を動かす楽しさを知り、運動習慣を身に付けることができるようスポーツ教室・イベントの実施に取り組みます。
- 2 健康に関する情報の提供や、成長に応じた健康診査・健康相談等を行うとともに、自主的な健康づくりを支える環境の充実を図ります。
- 3 生涯に渡って健康で暮らすため、子供の年代に合わせたスポーツの機会を提供し、スポーツを習慣とする啓発活動に取り組みます。
- 4 子供が規則正しい生活習慣を身に付けることができるよう、保護者に対する意識啓発や講座の実施に取り組みます。

### 保健・医療機関との連携

- 1 子供がいつでも適切な医療を受けられるよう公立福生病院の運営支援に取り組み、地域の医療機関との連携による医療体制の整備に取り組みます。
- 2 各種健康診査やがん検診等の実施により、子育て世代が疾病の早期発見・早期治療に取り組めるよう支援します。



### アンケートや意見聴取で寄せられたご意見

小児科が少ないと思います。

(就学前児童の保護者)

子供が生まれてから保健師さんが家庭を訪問してくれたり乳幼児健診や相談事業などがありがたいです。

(就学前児童の保護者)

親子で思いっきり体を動かしたり、スポーツできるイベントがあれば楽しめると思います(小学生以下の親子を含めて体育館、広場でできること)。

(就学前児童の保護者)

子供たちを安心して育てられるように、医療体制の充実を希望します。

(就学児童の保護者)

保育園や保健センター、児童館など親身に相談にのってもらえてとても安心します。

(就学児童の保護者)

子供・子育て世代の“声”



Children / Youth / Parent - VOICE

アンケートや意見聴取で寄せられた意見を抜粋して掲載しています。

## ■ 施策2 子育て力の向上

 施策のポイント

子育てに関するスキルの養成、保護者同士の仲間作り、相談機会の提供、各種講座の実施などを通して、家庭における養育力の向上を図り、誰もが安心して子育てができる環境を整備します。

### 主な取組

主な取組①

施策2

子育て力の向上

#### 子育てに関する学習・交流機会の充実

- 1 子育て中の保護者が、子供の発育・発達や生活習慣、子育てに関するスキル等を身に付けることができるよう、子供の成長段階に応じた学習の機会の提供に取り組みます。
- 2 子供の発達に心配のある保護者を対象に、日常生活での適切な子供への関わり方を学ぶことや、参加者同士で悩みを共有し、支え合う講座の実施などに取り組みます。  
\_(再掲)\_
- 3 子育て中の保護者が、自身の都合に合わせて自宅などで参加できる学習や交流の機会の提供に取り組みます。

主な取組②

施策2

子育て力の向上

#### 相談事業の実施

- 1 妊産婦や子育て中の保護者と子供の心身の健康管理や育児不安の解消が図られるよう、医師や保健師・管理栄養士等の専門職による相談機会の提供に取り組みます。(再掲)
- 2 地域の子育て家庭を対象とした育児相談など、幼稚園・保育所等が幼児教育・保育の専門性を生かして実施する取組などの支援を行います。(再掲)

## 子育てに関する知識・情報提供の実施

- 1 乳幼児健康診査や各種講座等の機会を通じて、乳幼児期の子供の成長に関する正しい知識や保護者の役割、家庭環境作りなどに関する情報の提供に取り組みます。
- 2 保護者向けの絵本の読み聞かせ指導や図書館の利用方法、絵本の紹介など、読書活動の啓発に取り組みます。
- 3 子どもが基本的な生活習慣や生活能力などを身に付けることや、保護者が主体的に安心して子育てや家庭での教育を行えるよう、家庭や地域に向けた情報提供や学習機会の提供に取り組みます。
- 4 子どもや子育て家庭が、必要な時期に必要な情報を受け取ることができるよう、市公式LINEなどを活用した情報発信に取り組みます。(再掲)



### アンケートや意見聴取で寄せられたご意見

子育て中の方と連絡を取り合えるようになるまでが孤独だったと感じています。

(就学前児童の保護者)

子供の接し方に悩むことがあり、講座や講演会があれば参加したいと思いますが、なかなか忙しく機会に恵まれません。今後も動画配信など、時間を問わず参加できるようにしてもらえるとありがたいです。

(就学前児童の保護者)

子育てに関する支援策などをしっかり周知したり、もっと見える化して欲しいです。

(就学前児童の保護者)

育児相談は毎月あってとても助かっています。

(就学前児童の保護者)

子育て等で相談できる窓口はありますが、その悩みを解決することはできていないと思うので、もっと専門的な人材が必要だと思います。

(就学児童の保護者)

子供・子育て世代の“声”



Children / Youth / Parent-VOICE

アンケートや意見聴取で寄せられた意見を抜粋して掲載しています。

## ■ 施策3 地域で育む子供の健全な育成

子供の社会性と人間性を育むことや成長段階における不安や悩みなどの解消の支援に取り組むことで、心身の健やかな成長を促します。

### 主な取組

#### 主な取組①

施策3 地域で育む子供の健全な育成

#### 体験活動や読書活動の提供

- 1 子ども体験塾や子どもフェスティバル等の体験活動など、子供に学びや体験の機会を提供し、健全な育成と、広い視野・社会性を育むことに取り組みます。
- 2 子供の探求心・好奇心を育めるよう、羽村市の恵まれた自然環境や地域の歴史に触れる文化事業、平和啓発等の学習事業などに取り組みます。
- 3 子供に本に親しむことの楽しさを伝え、読書活動を習慣化するための機会の提供などに取り組みます。

#### 主な取組②

施策3 地域で育む子供の健全な育成

#### 子供に関する関係機関・関係団体との連携

- 1 町内会・自治会や、青少年対策地区委員会等の活動を支援することにより、青少年の健全な育成の推進に取り組みます。
- 2 関係機関・関係団体等を含めた会議体を設置し、子供を取り巻く状況などの情報共有・意見交換を行う中で、子供の社会参画・意見表明機会の創出が進むよう取り組みます。
- 3 子供の非行防止などを図るため、広報はむら等による意識啓発や関係機関・関係団体等と連携したパトロールの実施などに取り組みます。 (再掲)

## コミュニティ・スクールの推進

- 1 全小・中学校へのコミュニティ・スクール(学校運営協議会を置く学校)の設置により、地域住民や保護者の学校運営への参画を促進し、地域に根差し、子供を地域全体で育む、地域とともにある学校づくりに取り組みます。



### アンケートや意見聴取で寄せられたご意見

市や地域の皆さんから応援されていると実感するとやる気が出る。やりたいという気持ちを最大限伸ばせるような環境づくりをしてほしい。

(高校生・大学生世代)

小学校に登校する途中でボランティアの人たちが信号などで誘導してくれたので、事故もなく毎日登校できた。

(高校生・大学生世代)

いつも子供達を見守って頂いている方々に感謝しています。子供が自立するまで、制限なく立ち寄る事が出来る場所を作り、地域で子供を育てていくシステムづくりが緊急課題と考えます。

(就学児童の保護者)

子供・子育て世代の“声”



Children / Youth / Parent-VOICE

アンケートや意見聴取で寄せられた意見を抜粋して掲載しています。

## ■ 施策4 居場所づくり

 施策のポイント

子供の居場所には、様々なニーズへの対応が求められていることから、関係機関・関係団体との連携や既存施設の活用などによる居場所づくりを進めます。

### 主な取組

主な取組①

施策4

居場所づくり

### 居場所の提供と充実

- 1 学童クラブ事業について、利用対象学年の拡充や、学校施設の活用、運営の委託化などを検討し、学童クラブの利便性の向上と更なる育成の質の向上に取り組めます。
- 2 小学校の校庭や余裕教室等を活用した放課後子ども教室について、開室日数や活動内容を検討し、事業の充実を図ります。
- 3 教育相談室や学校適応指導教室（ハーモニースクール・はむら）、校内別室指導教室による支援などの取組を推進し、不登校児童・生徒に対する居場所づくりや学びの機会の保障に取り組めます。（再掲）
- 4 スポーツセンターや生涯学習センターゆとろぎ、児童館、公園等の既存の公共施設などを活用し、市民、地域団体、事業者との連携・協働による子供と保護者の居場所づくりに取り組めます。
- 5 障害のある児童・生徒に対して、放課後や休日に生活能力向上のための支援や、社会との交流機会を充実させるため、放課後等デイサービス<sup>○</sup>の利用などの支援に取り組めます。
- 6 「子ども食堂」などの運営を行う団体との意見交換・情報共有を行い、各団体の取組を周知することや、支援が必要な子供を市や関係機関につなぐことなど、民間事業者等による子供の居場所づくりの支援に取り組めます。
- 7 関係機関・関係団体等を含めた会議体を設置し、子供を取り巻く状況などの情報共有・意見交換を行うことで、地域で子供を育むことに取り組めます。（再掲）



アンケートや意見聴取で寄せられたご意見

小学生や中学生が遊べる場所がもっと欲しい。

(高校生・大学生世代)

子供が魅力を感じ、この街に住みたい環境に投資(誘致)してほしい。

(高校生・大学生世代)

フリーWi-Fiのニーズは高い。

(高校生・大学生世代)

勉強できる環境があると良い。

(高校生・大学生世代)

居場所に大切なことは、「誰かがいること」「さみしくないこと」だと思う。

(高校生・大学生世代)

学童クラブを小学校6年生までに延長してほしいです。

(就学前児童の保護者)

学童クラブを学校の近くにして欲しいです。

(就学前児童の保護者)

学童クラブや放課後子ども教室の開所時間や日数を増やしてもらえたら嬉しいです。

(就学前児童の保護者)

子供が小学生の間は長期休みの期間だけ預かってくれるような場所があるといいです。

(就学前児童の保護者)

学校や塾にも通えない子供達が学習できる地域の施設があるといいと思います。

(就学前児童の保護者)

子供・子育て世代の“声”



Children / Youth / Parent-VOICE

アンケートや意見聴取で寄せられた意見を抜粋して掲載しています。





## ■ 現状と課題

### 子供の社会参画・意見表明機会の充実

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、「こども施策」に関する基本理念、国や地方公共団体の責務等が明確化されました。そして、「こども基本法」に基づき、「こども施策」を総合的に策定・実施するため、同年12月に「こども大綱」を閣議決定されました。

「こども基本法」では、「こども施策」の基本理念の中で、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられています。

また、「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」が目指す社会の一つに、「自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、参画できる社会」が掲げられています。

市では、これまでも子供を対象とした意見聴取の取組として、はむら若者会議の取組や、市制施行30周年記念事業としての「若者世代向けの市民ワークショップ」を実施してきました。

第六次羽村市長期総合計画の策定では、市内小・中学校の児童・生徒や、東京都立羽村高等学校、包括連携協定を締結している杏林大学の生徒に協力していただき、市のまちづくりに必要な取組に関する検討などを行ってきました。

このほかにも、各部署が運営する会議体などの委員に、若い世代の市民を登用することや、各部署が実施する事業の中で、子供の意見を聞くこと、事業に参加した子供が、自身が学んだこと・経験したことを発表する機会の提供などに取り組んできました。

今後の子供・子育て施策の推進を図る上では、子供が自身の意見を表明し、参画することができる機会を確保することなどを念頭に、市民・団体・事業者とともに取り組んでいくことが必要となります。



## ■ 施策Ⅰ 子供の社会参画・意見表明機会の充実

 施策のポイント

子供が意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会を確保し、その意見を尊重することに取り組みます。

### 主な取組

#### 主な取組①

施策Ⅰ 子供の社会参画・意見表明機会の充実

#### 社会参画・意見表明しやすい環境づくり

- 1 子供を大人と同様に一人の権利の主体として捉え、子供が社会に参画し、自らの意見を表明する機会が創出されるよう、「こども基本法」や「こどもの権利条約」の趣旨などについて、市民・事業者への周知に取り組みます。
- 2 各部署が所管する会議体で、子供の登用を促進し、子供・子育てに関する施策に子供の意見を反映すること、その意見をフィードバックすることに取り組みます。
- 3 各部署が実施するそれぞれの事業において、子供の参画や、子供の意見を聞き、意見を表明する機会の創出や、子供が自ら考え、主体的に行動する意識の醸成に取り組みます。
- 4 児童館や学童クラブ、放課後子ども教室などの事業で、将来教員や保育士を目指す若者や、子供と関わるのが好きな若者の参画を促します。
- 5 国や東京都、民間団体等の取組などの好事例を参考に、子供との意見交換や意見聴取の取組を検討し、実施します。

#### 主な取組②

施策Ⅰ 子供の社会参画・意見表明機会の充実

#### 関係機関・民間団体等との連携の強化

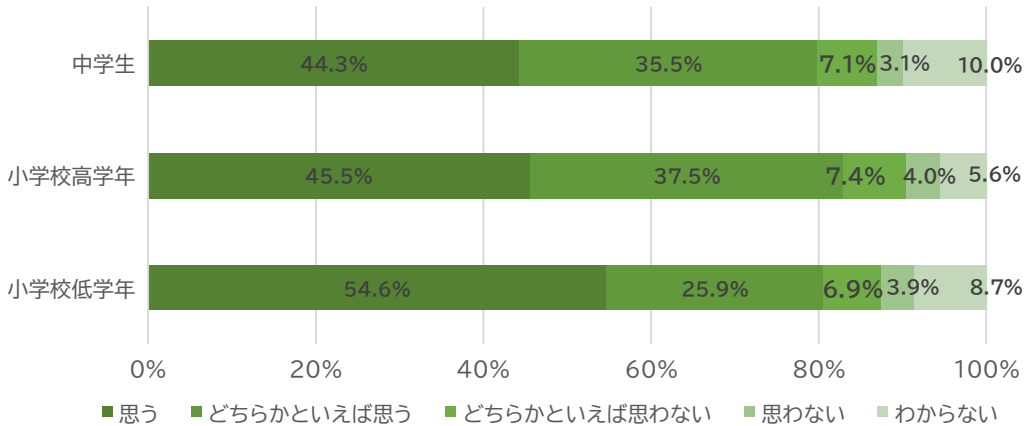
- 1 教育・保育施設等との連携の強化を図り、子供の社会参画・意見表明機会の充実に取り組みます。
- 2 関係機関・関係団体等を含めた会議体を設置し、子供を取り巻く状況などの情報共有・意見交換を行う中で、子供の社会参画・意見表明機会の創出が進むよう取り組みます。  
(再掲)
- 3 国や東京都、関係機関・関係団体が実施する子供の社会参画、意見表明に関する事業について、市公式サイトなどによる情報提供に取り組みます。

アンケートや意見聴取で寄せられたご意見等

令和6年6月～7月にかけて調査を実施した、市内小学生・中学生向けアンケートでは、周りの大人は、意見や考えを聞いてくれていると思うかについて、「思う」、「どちらかといえば思う」を合わせた割合は中学生で79.8%、小学校高学年で83.0%、小学校低学年で80.5%という結果になりました。

Question

周りの大人は、あなたの意見や考えを聞いてくれていると思いますか？



コロナ禍で演奏会やイベントなどの発表する場が少なかった  
ので、一人一人が活躍できる  
場があると良い。  
(高校生・大学生世代)

子供の意見が少しでも反映される  
街になってほしい。  
(中学生世代)

子供の意見をしっかり  
聞いてほしい。  
(高校生・大学生世代)

子供・子育て世代の“声”



Children / Youth / Parent-VOICE

アンケートや意見聴取で寄せられた意見を抜粋して掲載しています。



# 5 | 基本目標Ⅴ

家庭や子育てに夢を持ち、  
子育てに伴う喜びを実感できるまち

## 基本目標Ⅴで実現を目指す「こどもまんなか社会」

子供	 心身の成長 1				 可能性を 広げる 5	20代・30代	 将来を 見通す 10	 社会で活躍 11
				 希望を持つ 9	 こどもまんなか 社会 こどもまんなか社会 の詳細は11ページ を参照してください。		 こどもと 生活 12	 喜びを実感 13

## 基本目標Ⅴと「こども大綱」の重要事項の関係性

こどもの誕生前から幼児期まで	学童期・思春期	青年期
多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり		
こどもの貧困対策		
こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組		
妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保		高等教育の修学支援、高等教育の充実 就労支援、雇用と経済的基盤の安定
こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実		結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
子育て当事者		
子育てや教育に関する経済的負担の軽減		地域子育て支援、家庭教育支援
共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大		ひとり親家庭への支援

## 基本目標Ⅴと「こども大綱」の必要事項の関係性

こども・若者の社会参画・意見反映

●「こども大綱」の重要事項や必要事項の詳細は13ページ～を参照してください。

## 現状と課題

### 子育ての経済的負担の軽減

市が令和5年度に実施した「羽村市子ども・子育てに関する調査」では、市に期待する子育て支援策として、「子育てに関する経済的支援」を挙げた方の割合が一番高くなっています。

市ではこれまでも、妊娠・出産に関する助成や就学前の児童を対象にした助成・給付、また就学後の児童を対象とする負担軽減などに取り組んできました。国の「こども大綱」や東京都が発表した「東京都の少子化対策」でも経済的支援の取組が掲載されており、こうした取組を活用し、着実な支援に取り組んでいくことが求められます。また、市が実施している経済的支援を広くPRし、多くの家庭に利用していただけるよう取り組んでいく必要があります。

### ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、生活や経済的な環境などを背景に、養育や子供の教育・進学など様々な問題を抱えています。

市では、母子・父子自立支援員<sup>○</sup>を配置し、それぞれの家庭が抱える課題の解決に必要な支援や情報提供を行うとともに、生活支援、就労支援、手当の支給、医療費助成などを実施しています。

社会経済や雇用環境が変化する中でも安定した家庭生活を維持できるよう、子供の貧困対策の観点を含め、児童福祉、社会福祉、雇用、教育など、多岐に渡る分野での支援が必要であることから、関係機関と連携・協力した取組が必要です。

### 安心して外出できる環境の整備

子育て世帯が安心して外出できるよう、安全対策や環境整備のための取組を進めることが重要です。市が令和5年度に実施した「羽村市子ども・子育てに関する調査」においても、市における子育て環境の強みの項目では、「身近に公園や緑があり、自然に触れる場所がある」、「児童館や図書館などの公共施設が充実している」を挙げた方の割合が高くなっており、道路や公園の維持管理、子供や子育て世帯が多く利用する公共施設等の更新などについても、利用状況やその機能を考慮し、計画的に実施していく必要があります。

市では、子育て世帯が安心して外出できる環境の充実を図るため、おむつの取替えや授乳ができる「あかちゃん休憩室」の設置を推進し、公共施設だけでなく、幼稚園、保育所等、商店など、地域の協力を得て取り組んできました。

引き続き、「あかちゃん休憩室」の利用促進や、公共施設等の整備により、子育て世帯が外出しやすい環境づくりを進めていきます。

## 子育てと仕事の両立支援

近年、共働き世帯が増加する中で、社会全体におけるワーク・ライフ・バランスの実現や、男性の家事・子育てへの参画促進・拡大に取り組むことが不可欠となっています。男女を問わず育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや働き方の見直しに向けた取組の普及啓発など、仕事と子育てを両立できる雇用環境を整備していくことが必要です。令和5年度に市が実施した若者からの意見聴取では、結婚・妊娠・出産を希望する若者は一定数いるものの、同時にそれらに対する様々な不安が挙げられており、その不安を解消するための支援を行うことも必要となります。

市では、仕事と子育ての両立を支援するため、延長保育や一時預かり保育、休日保育などの特別保育を実施しているほか、男性の家事・育児参画、女性の就労や地域活動への参加を促す取組を続けています。今後は、国や東京都の施策を活用し、結婚や妊娠・出産に関する支援などを検討していくことも必要となります。

## 子供を中心とした社会の実現

子育て世帯への情報発信、負担軽減の方策として、国や東京都では、様々な分野でデジタル化の取組が進められています。子育て世帯が行政サービスを利用する際の利便性を向上することや、社会全体で子供や子育て世帯を温かく支え、子育てがしやすくなる環境づくりを進めていくことが、子供のウェルビーイングにつながっていきます。

市では、現在申請手続きの電子化や「書かない窓口」の推進などに取り組んでいます。今後はこうした取組を更に広げていくことや、対象者に応じた支援情報の発信、庁内・関係機関との必要な情報の共有による迅速・的確な支援体制の構築などに取り組んでいく必要があります。子供や子育て家庭に優しい社会を形作っていくための機運醸成についても、関係機関との連携を図りながら、様々な機会を捉えて取り組んでいくことが重要となります。

## ■ 施策Ⅰ 子育ての経済的負担の軽減

施策のポイント

子育てに関する経済的負担の軽減に取り組むとともに、国や東京都を含めた様々な制度の利用促進を図ります。

### 主な取組

#### 主な取組①

施策Ⅰ 子育ての経済的負担の軽減

#### 妊娠・出産・子育てに関する支援

- 1 妊婦が安心して出産を迎えられるよう、妊娠中の健康診査の費用助成に取り組めます。
- 2 妊娠届出時及び出生届出後の時期に、保健師等の面接を受けた方を対象にした給付事業に取り組めます。
- 3 国民健康保険に加入している方の出産に要した費用の一部を、出産育児一時金として支給します。また、産前・産後期間における国民健康保険税の軽減に取り組めます。
- 4 出産に当たって、保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由で病院または助産所に入院できない妊産婦を対象とした費用助成に取り組めます。
- 5 新生児が先天性の障害や病気の検査を受けられるよう費用の助成などを行い、早期の発見に取り組めます。
- 6 入院の必要があると医師が認めた満1歳未満の未熟児に対し、養育に必要な医療の給付などに取り組めます。
- 7 子育て中の保護者の経済的負担の軽減を図るため、0歳から高校生年代までの子供を対象とした手当の支給に取り組めます。

#### 主な取組②

施策Ⅰ 子育ての経済的負担の軽減

#### 就学前児童に対する支援

- 1 就学前の乳幼児を対象に医療費を助成するなど、子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組めます。
- 2 幼稚園・保育所等の施設利用料の無償化や実費負担となる費用の助成など、子育て世帯の負担軽減と質の高い幼児教育・保育を受ける機会の確保に取り組めます。(再掲)

### 就学児童に対する支援

- 1 小学生及び中学生、高校生相当の年代を対象に医療費を助成するなど、子育て家庭への経済的負担の軽減に取り組みます。
- 2 経済的な理由で教育にかかる費用の支出が困難な保護者に対し、学用品費や校外活動費などの就学に必要な費用を支援します。また、学校行事等にかかる費用に対して保護者の負担軽減を図ります。(再掲)
- 3 高等学校等に入学する際に要する費用の調達が困難な保護者に対し、市内金融機関で受ける入学資金等の融資に係る利子分等の支援に取り組みます。(再掲)

### アンケートや意見聴取で寄せられたご意見

子供たちが成長できる環境にするため、高校生・大学生の授業料や通学費用を免除してほしい。

(高校生・大学生世代)

大学の授業料や教材費の助成制度があると良い。

(高校生・大学生世代)

私が親の立場になった時に、所得関係なく、全ての子供が平等に学び生活できる制度があると良い。

(高校生・大学生世代)

子供を大学まで余裕をもって育てる自信がなく、簡単な気持ちで子供を産もうと考えてはいけな気がする。

(高校生・大学生世代)

給食費を無償化してほしい。せめて第3子だけでもお願いしたいです。

(就学前児童の保護者)

多子世帯への支援を積極的にしてほしいです。

(就学前児童の保護者)

高校までの医療費無償化や小中学校の給食費の無償化など、収入に係わらず、子供が平等に受けられる経済的支援を希望します。

(就学前児童の保護者)

経済的支援は、子育てをする上でお金のかかる時期(冬休み・夏休み・春休み、クリスマス・正月など)に支給してほしいです。

(就学前児童の保護者)

物価高騰をはじめ、介護や住宅問題、将来の教育費の不安等、金銭の不安は悩みの種です。

(就学前児童の保護者)

子供・子育て世代の“声”



Children / Youth / Parent - VOICE

アンケートや意見聴取で寄せられた意見を抜粋して掲載しています。

## ■ 施策 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

子供にとって不利益が生じることのないよう、ひとり親家庭が抱える生活や就業、経済的な問題に関する適切な支援に取り組みます。

### 主な取組

#### 主な取組①

施策 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

#### ひとり親家庭に対する相談・情報提供

- 1 各種事業などに関する様々な情報を広く周知することに取り組みます。
- 2 日常生活や就業に関する問題などを把握し、その解決に向けて必要な指導・助言を行い、その自立に向けた総合的な支援に取り組みます。

#### 主な取組②

施策 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

#### 自立に向けた就労支援

- 1 保護者の就労に向けた課題、悩み、条件を整理し、個別の自立支援プログラムを作成します。また、公共職業安定所等と連携し、きめ細やかな自立・就労支援に取り組みます。
- 2 正規雇用や就業定着の可能性を広げる資格取得や支援等の実施に取り組みます。

#### 主な取組③

施策 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

#### 適切な養育のための生活支援

- 1 義務教育修了前の子供のいるひとり親家庭が、一時的にサービス等が必要となった場合にホームヘルパーを派遣し、育児、食事の世話等の支援に取り組みます。
- 2 保護が必要な母子を母子生活支援施設に入所させ、児童の福祉の向上や自立促進のための生活支援を行います。

主な取組④

施策2 ひとり親家庭の自立支援の推進

自立のための経済的支援

- 1 経済的自立と生活意欲の助長及び児童福祉の増進のため、貸付などによる支援に取り組みます。
- 2 手当の支給や医療費の助成などにより、経済的負担の軽減を図ることで、生活の安定と自立支援に取り組みます。

 アンケートや意見聴取で寄せられたご意見

ひとり親で子供を育てていたり、  
孤立する環境にある人に支援を  
行うと良い。

(高校生・大学生世代)

フルタイムで働いて一定の収入が  
ある父子家庭にも経済的支援が  
必要だと思います。

(就学前児童の保護者)

ひとり親で子育てをしています。パートで  
働いていますが経済的にゆとりがあるわけでは  
ないので、金銭的な支援などがあると気持ちに  
も余裕がでて、子育てに良い影響が出ると  
思います。

(就学前児童の保護者)

ひとり親への経済的支援や環境を  
含めた支援を国や東京都・市には  
してほしいと願います。

(就学前児童の保護者)

子供・子育て世代の“声”



Children / Youth / Parent - VOICE

アンケートや意見聴取で寄せられた意見を抜粋して掲載しています。

## 施策3 安心して外出できる環境の整備

 施策のポイント

子育て世帯や子供が気軽に外出できる環境を整備するため、施設の計画的な維持管理・更新や、災害等に備えた体制づくりに取り組みます。

### 主な取組

#### 主な取組①

施策3 安心して外出できる環境の整備

#### 安心して外出できる環境づくり

- 1 子供に対する交通安全教育や、通学路など日常的な点検などの安全対策に、市と事業者、学校、地域、警察等が連携して取り組みます。
- 2 保護者が安心して乳幼児を連れて外出できるよう、地域の協力を得て、おむつの取替えや授乳ができる「あかちゃん休憩室」の利用促進に取り組みます。
- 3 子供や子育て家庭等が円滑に利用できるような、公共交通施設や道路、公園のバリアフリー化の一層の推進に取り組みます。

#### 主な取組②

施策3 安心して外出できる環境の整備

#### 子供が利用する施設等の計画的な維持管理・更新

- 1 子供や子育て世帯が多く利用する公共施設等について、利用者のニーズに基づいた計画的な維持管理・更新・整備に取り組みます。
- 2 公園の維持管理・更新について、子供や子育て家庭等のニーズを反映し、誰もが伸び伸びと遊び、多様な体験を通じて健やかな成長ができる「遊び場」づくりに取り組みます。

## 安心して過ごせる防災体制の構築

- 1 幼稚園・保育所等や、学童クラブ、小・中学校などの各施設で、安全計画に基づく日常的な訓練を行うなど、災害時等における子供の安全対策に取り組みます。また、子供が主体的に災害対策を考えることができる機会の創出などに取り組みます。
- 2 保育所等に対し、「風水害等発生時における市内保育施設の臨時休園等の対応」について基準を定め、周知するとともに、災害復旧等に向けた協力体制の構築などに取り組みます。



### アンケートや意見聴取で寄せられたご意見

トイレや遊具などの公園の設備などを見直したほうが良いと思う。

(高校生・大学生世代)

公園まわりがまだ暗いと感じるので、明かりの加減をもう少し検討してもらえるとありがたい。

(就学前児童の保護者)

歩道が狭い場所も多いので、安全に歩ける歩道ができていくと良いと思います。

(就学前児童の保護者)

羽村市は自然を身近に感じ、子育てしやすい場所だと思う。今後もより一層羽村市で暮らす人が成長できるように願っています。

(就学児童の保護者)

とにかく安全で過ごせることが第一です。安全なまちづくりが子育ての環境をよくすると思います。

(就学児童の保護者)

子供・子育て世代の“声”



Children / Youth / Parent - VOICE

アンケートや意見聴取で寄せられた意見を抜粋して掲載しています。

## 施策4 子育てと仕事の両立支援

結婚、妊娠、出産の希望を実現するため、子育てと仕事の両立を支援し、将来に希望をもって暮らすための後押しをします。

### 主な取組

#### 主な取組①

#### 施策4 子育てと仕事の両立支援

### 共育での推進

- 1 妊娠、出産、育児に主体的に取り組むことができるよう、母親・父親に対する正しい知識の普及啓発や学習・体験の機会の提供、相談支援に取り組めます。(再掲)
- 2 男性の家事・育児への参画を推進することを目的に、親子遊びや調理実習、健康作りなどの講座の実施に取り組めます。
- 3 共育でしやすい環境作りのため、男性の育休取得促進やテレワーク、フレックスタイム制等を活用した柔軟な働き方などの周知・情報提供を行います。

#### 主な取組②

#### 施策4 子育てと仕事の両立支援

### 仕事と子育てを両立する働き方の支援

- 1 就労形態の多様化や通勤時間の長い保護者のニーズに対応するため、延長保育事業や休日保育事業、定期利用保育事業に取り組めます。(再掲)
- 2 子供が病氣中又は病氣の回復期にあつて、集団保育が困難な場合に、保育園や医療機関等に併設された専用スペースで保育を行う病児・病後児保育事業に取り組めます。(再掲)
- 3 就労や地域活動などへの参加に意欲を持つ方に対する支援講座の実施などにより、女性の活躍推進の支援に取り組めます。
- 4 関係機関と連携して、女性を対象とした就職面接会や専門員による各種就職相談会、就職セミナーなどを開催するとともに、相談者が抱える状況に応じた支援に取り組めます。
- 5 障害のある若者に対して就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援を一体的に提供する障害者就労支援センター「エール」による支援に取り組めます。
- 6 希望する働き方を実現するため、創業支援コーディネーターや補助金による創業支援、ビジネス支援コーナーの充実によるスキルアップのサポートに取り組めます。

### 希望する暮らしを叶えるための環境づくり

- 1 国や東京都が実施する交流イベントやライフデザインに関する取組などを広く周知し、出会いや結婚について考える機会の提供に取り組みます。
- 2 妊娠・出産を望む人に対し、プレコンセプションケア<sup>○</sup>や不妊治療費の助成・卵子凍結に対する補助制度の周知に取り組みます。
- 3 羽村市での暮らしや子育てをイメージしやすくするため、子育てしやすいまちの魅力や、実際に暮らしている方の体験談の発信などに取り組みます。



### アンケートや意見聴取で寄せられたご意見

男性を対象とした育児の理解を深めるための講座を実施すると良い。

(高校生・大学生世代)

男性の家事育児参加が推進されると良い。

(高校生・大学生世代)

両親学級・母親学級は非常に良いサービス。父親学級もあると良い。

(高校生・大学生世代)

子育てに協力したい気持ちが強く、育休が取れる会社に入りたい。ただ、男性が育休を取ることが良い風潮が気になる。

(高校生・大学生世代)

仕事と子育てが両立できる環境が整っているのが不安である。

(高校生・大学生世代)

子供・子育て世代の“声”



Children / Youth / Parent-VOICE

アンケートや意見聴取で寄せられた意見を抜粋して掲載しています。

## ■ 施策5 子供を中心とした社会の実現

 施策のポイント

社会の意識を変える取組や行政サービスの利便性を向上する取組を推進し、全ての人が子供を社会のまんなか(ママ)に据えるやさしい社会を目指します。

### 主な取組

#### 主な取組①

施策5 子供を中心とした社会の実現

#### 子育てに関するサービスの向上

- 1 子供や子育て家庭が、様々なサービスを利用しやすいよう、申請手続きの電子化を始めとしたデジタル化の推進に取り組みます。
- 2 子供や子育て家庭が、必要な時期に必要な情報を受け取ることができるよう、市公式LINEなどを活用した情報発信に取り組みます。(再掲)
- 3 庁内関係部署間の連携により「書かない窓口」の推進や情報連携の強化など、子供や子育て家庭に寄り添った質の高い行政サービスの提供に取り組みます。
- 4 国や東京都と連携し、市民の利便性の向上や業務の効率化を目的とした医療費助成・予防接種・母子保健分野等におけるデジタル化を推進します。

#### 主な取組②

施策5 子供を中心とした社会の実現

#### 若者世代への意識啓発・子供を中心とした社会の機運醸成

- 1 国のこどもまんなか(ママ)応援宣言の趣旨に賛同し、市として、「こどもまんなか(ママ)応援サポーター宣言<sup>○</sup>」を行い、子供が健やかで幸せに成長でき、地域や市の取組に積極的に参画・活躍できる社会の実現に向けて取り組みます。
- 2 地域団体が行う子供の成長を助ける活動と連携し、またその活動を紹介することで、こどもまんなか(ママ)社会の実現に向けた機運の醸成に取り組みます。
- 3 ワーク・ライフ・バランスの実現が進むよう、広報紙やパンフレット等による意識啓発に取り組みます。
- 4 育児・介護休業や部分休業に関する休暇制度や長時間労働の抑制、働き方の見直しなどについて周知するとともに、先進事例等の把握・情報提供を行います。
- 5 市内企業をはじめとした各企業・大学・団体と協働し、妊娠・出産・子育てなどに関する課題への対応や子育てしやすいまちの推進に取り組みます。

 アンケートや意見聴取で寄せられたご意見

みんなが笑顔で  
楽しく過ごしている  
街になってほしい。

(小学生世代)

誰もが楽しく仲良く  
過ごせるように明るい  
元気な羽村市にして  
いきたい。

(小学生世代)

皆がとても仲良く  
できる街になって  
ほしい。

(小学生世代)

これからも住みやすく、  
将来離れたとしても、  
帰ってきたときに  
あたたかく迎えてくれる  
ような街であってほしい。

(中学生世代)

教科書を電子化して  
毎日の荷物を軽く  
してほしい。

(高校生・大学生世代)

若者の定住者・比率を  
増やすことで高齢者を  
支えることも、子供  
同士の交流を増やす  
こともできる。

(高校生・大学生世代)

少子高齢化が進む中、  
高齢者を支えられる  
のは私たちである。  
故郷である羽村市を  
守っていけるよう、  
私たちが実現・実行  
できるようになって  
ほしい。

(高校生・大学生世代)

子育て支援の情報を  
該当する家庭に送る  
ことができる仕組みが  
あると良い。

(高校生・大学生世代)

給付金をもらうにしても  
難しい手続きがなく、スムーズ  
に給付してもらいたいです。

(就学前児童の保護者)

オンラインで申請できるものは  
窓口からオンラインに移行  
してほしいです。

(就学前児童の保護者)

働きながら子育てする世帯への  
支援の一環として、全ての行政  
手続きがオンラインでできるよう  
になることが望ましいです。

(就学前児童の保護者)

学童クラブの手続きがオンライン  
でき、とても助かりました。  
欠席連絡もオンラインで  
できるようにしてほしいです。

(就学児童の保護者)

子供・子育て世代の“声”



Children/Youth/Parent-VOICE

アンケートや意見聴取で寄せられた意見を抜粋して掲載しています。



## 6 | 進捗を把握するための指標



本計画の計画期間である令和11年度までに、どれだけ「こどもまんなか社会」に近づいたか、こども計画の各種取組の進捗状況を把握するため、各種アンケート結果を踏まえた指標を設定しました。

計画の推進を図ることで、以下の指標の割合を上昇させていくよう取り組みます。

項目	現状		出典	
	対象	数値		
羽村市は「こどもまんなか社会」を実現していると思う人の割合	就学前児童の保護者	46.5%	羽 村 市 子 ど も ・ 子 育 て に 関 す る 調 査	
	就学児童の保護者	46.1%		
子育てをする上で、気軽に相談できる人が身近にいると答えた人の割合	就学前児童の保護者	93.5%		
	就学児童の保護者	90.4%		
自分にとって子育てを楽しんでいると感じるときが多いと答えた人の割合	就学前児童の保護者	63.2%		
	就学児童の保護者	63.7%		
子育てに関して、不安や負担を感じない人の割合 (あまり不安や負担は感じない、まったく感じないと答えた人の割合)	就学前児童の保護者	31.0%		
	就学児童の保護者	32.2%		
子育ての環境や支援への満足度 (1～5の五段階で、満足度の高い5,4を回答した人の割合)	就学前児童の保護者	41.3%		
	就学児童の保護者	30.9%		
ヤングケアラーを知っている人の割合	就学前児童の保護者	75.5%		
	就学児童の保護者	81.2%		
自分には自分らしさがあると思う子供の割合	小学校高学年	66.4%		小 中 学 生 へ の ア ン ケ ー ト
	中学生	67.8%		
自身の意見が聴いてもらえていると思う子供の割合	小学校低学年	80.6%		
	小学校高学年	83.0%		
	中学生	79.8%		
自分のことを好きと思う子供の割合	小学校低学年	72.4%		
	小学校高学年	61.4%		
	中学生	56.6%		
「居場所がある」と答えた子供の割合	小学校高学年	80.0%		
	中学生	81.0%		

## 7 | 量の見込みと確保方策

### 子供のための教育・保育

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、教育・保育に要した費用の一部を保護者に給付する仕組みとなっています。

認定区分	対象	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子供	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上の就学前の子供で保護者の就労などにより保育を必要とする子供	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労などにより保育を必要とする子供	保育所、認定こども園、地域型保育事業



### 量の見込みと確保方策

単位:人

区分	令和7年度						令和8年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み	147	91	761	83	216	221	138	86	720	82	210	221	
確保方策	特定教育・保育施設	309		746	114	198	233	309		746	114	198	233
	確認を受けない幼稚園	630						630					
	幼稚園及び預かり保育		91						86				
	2歳児の預かり保育事業						12						12
	地域型保育事業				2	2	2				2	2	2
	認証保育所等			32	8	11	14			32	8	11	14
	満3歳以上限定小規模保育												
合計	939	91	778	124	211	261	939	86	778	124	211	261	

単位:人

区 分	令和9年度						令和10年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み	133	83	693	81	208	215	128	80	672	80	206	213	
確保方策	特定教育・保育施設	309		746	114	198	233	309		746	114	198	233
	確認を受けない幼稚園	630					630						
	幼稚園及び預かり保育		83					80					
	2歳児の預かり保育事業											12	
	地域型保育事業				2	2	2				2	2	2
	認証保育所等			32	8	11	14			32	8	11	14
	満三歳以上限定小規模保育												
	合 計	939	83	778	124	211	261	939	80	778	124	211	261

単位:人

区 分	令和11年度						
	1号	2号		3号			
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み	127	79	664	80	204	211	
確保方策	特定教育・保育施設	309		746	114	198	233
	確認を受けない幼稚園	630					
	幼稚園及び預かり保育		79				
	2歳児の預かり保育事業						12
	地域型保育事業				2	2	2
	認証保育所等			32	8	11	14
	満三歳以上限定小規模保育						
	合 計	939	79	778	124	211	261

地域こども・子育て支援事業



1. 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

【こども家庭センター型】

旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の運営を通じて、妊産婦と乳幼児の健康増進、全てのこどもと家庭への虐待の予防対応など、切れ目のない対応を行います。保健師・こども家庭支援員等の配置が必要です。

単位：か所

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

【基本型】

利用者の身近な場所で日常的に相談を受け、子育て支援に関する情報の収集・提供、事業等の利用にあたっての助言・支援を行います。専任職員の配置が必要です。

単位：か所

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	—	—	—	—	—
確保方策	—	—	—	—	—

※事業の実施については、国や東京都の動向を踏まえながら検討していきます。

【地域子育て相談機関】

地域住民が気軽に子育てに関する相談ができ、日常会話の中で認識していなかった悩みに気づくことができるような子育ての情報発信・相談の拠点です。3時間/1日、かつ3日/1週間以上開所することが望ましいとされています。

単位：か所

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	—	—	—	—	—
確保方策	—	—	—	—	—

※上記の内容に準じた体制整備を検討していきます。

【特定型】

いわゆる保育コンシェルジュと呼ばれる事業です。子育て家庭等からの保育サービスに関する相談に応じ、情報提供や利用に向けての支援を行います。専任職員の配置が必要です。

単位：か所

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	—	—	—	—	—
確保方策	—	—	—	—	—

※事業の実施については、国や東京都の動向を踏まえながら、検討していきます。

## 2. 時間外保育事業(延長保育事業)

保育所在園児を対象に、保護者の就労等の事情により通常時間を超えて保育を実施する事業。

単位:人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	590	585	580	575	570
確保方策	590	585	580	575	570

## 3. 放課後児童健全育成事業(学童クラブ事業)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

単位:人

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合計
1年	量の見込み	233	235	204	188	182	1,042
	確保方策	233	235	204	188	182	1,042
2年	量の見込み	201	212	212	181	178	984
	確保方策	201	212	212	181	178	984
3年	量の見込み	168	155	174	169	133	799
	確保方策	168	155	174	169	133	799
4年	量の見込み	5	5	5	5	5	25
	確保方策	5	5	5	5	5	25
5年	量の見込み	5	5	5	5	5	25
	確保方策	5	5	5	5	5	25
6年	量の見込み	5	5	5	5	5	25
	確保方策	5	5	5	5	5	25
合計	量の見込み	617	617	605	553	508	2,900
	確保方策	617	617	605	553	508	2,900

※計画期間内において、量の見込みに応じた確保方策が講じられるよう検討していきます。

#### 4. 子育て短期支援事業(乳幼児ショートステイ事業)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保育を行う事業です。

単位:人日/年(年間の利用延べ人数)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	120	120	120	120	120
確保方策	120	120	120	120	120

#### 5. 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。

単位:人日/年(年間の利用延べ人数)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	273	270	267	264	262
確保方策	実施体制:市職員(保健師、助産師) 実施機関:羽村市				

#### 6. 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位:人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	230	230	230	230	230
確保方策	実施体制:市職員 実施機関:羽村市				

#### 7. 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位:人回/年(年間の利用延べ人数)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
確保方策	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

## 8. 一時預かり事業

### ア 幼稚園型

幼稚園・認定こども園の在園児について、教育時間の前後の時間に預かり保育を提供する事業です。

単位：人日／年(年間の利用延べ人数)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定による利用	5,546	5,448	5,352	5,257	5,164
	2号認定による利用	11,259	11,060	10,865	10,673	10,484
確保方策		16,805	16,508	16,217	15,930	15,648

### イ 上記アの幼稚園型以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所等において児童を一時的に預かる事業です。

単位：人日／年(年間の利用延べ人数)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1,011	997	1,028	1,020	997
確保方策	一時預かり事業(幼稚園型除く)	1,001	987	1,018	1,010	987
	ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化型除く)	10	10	10	10	10

## 9. 病児保育事業(病児・病後児保育事業)

子供が病氣中または病氣の回復期にあつて、集団保育が困難な場合に、保育園、医療機関等に併設された専用スペースで保育を行う事業です。

### ○病児保育

単位：人日／年(年間の利用延べ人数)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	170	170	170	170	170
確保方策	170	170	170	170	170

### ○病後児保育

単位：人日／年(年間の利用延べ人数)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	55	55	55	55	55
確保方策	55	55	55	55	55

## 10. ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

地域で子育てを支援するため、保育施設への送迎などの援助を希望する子供の保護者と、それらの援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

単位:人日/年(年間の利用延べ人数)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	480	480	480	480	480
確保方策	480	480	480	480	480

## 11. 妊婦健康診査

妊娠中の胎児が順調に育つため、また、妊婦の疾病や異常を早期発見し、早期治療につなげるための事業です。

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人数(人)	280	276	273	270	268
	健診回数(回)	3,411	3,373	3,336	3,298	3,273
確保方策	実施場所:医療機関及び助産所 実施体制:東京都内の契約医療機関及び助産所(市が配布した受診票) 契約医療機関及び助産所以外(償還払いによる公費負担) 検査項目:市が定める妊婦健康診査に係る検査項目 実施時期:通年(妊娠初期から分娩まで)					

## 12. 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦等の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。児童福祉法の改正により、養育支援訪問事業の家事・育児援助が新設されました。

単位:人日/年(年間の利用延べ人数)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	160	160	160	160	160
確保方策	160	160	160	160	160

## 13. 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	-	-	-	-	-
確保方策	-	-	-	-	-

※事業の実施時期については、国や東京都の動向を踏まえながら検討していきます。

### 14. 親子関係形成支援事業

子供との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子供の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設け、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

単位：人日／年

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	8	8	8	8	8
確保方策	8	8	8	8	8

### 15. 妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型相談支援の充実を図る事業です。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み 妊娠届出数(a) 1組当たり面談回数(b) 面談実施合計回数(a×b)	a:280回 b:3回 a×b:840回	a:276回 b:3回 a×b:828回	a:273回 b:3回 a×b:819回	a:270回 b:3回 a×b:810回	a:268回 b:3回 a×b:804回	
確保方策	こども家庭センター	840回	828回	819回	810回	804回
	上記以外で業務委託	なし	なし	なし	なし	なし

### 16. 乳児等通園支援事業

保育所等において、保育所に通園していない満3歳未満の子供に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子供とその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	—	130	130	130	130
確保方策	—	56	56	56	56

### 17. 産後ケア事業

産後の母子がいる家庭への助産師の訪問や、母子が助産所等に通所又は宿泊することにより、心身のケアや育児のサポートを行う事業です。

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	アウトリーチ型	90人	90人	90人	90人	90人
	デイサービス型	196人	198人	198人	200人	200人
	宿泊型	46人	46人	48人	49人	50人
確保方策		332人	334人	336人	339人	340人

### 18. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘察して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に対して保護者が支払うべき副食費を助成する事業です。

単位：人日／年

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	300	300	300	300	300
確保方策	300	300	300	300	300

### 19. 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

子ども・子育て支援新制度において、多様な事業者の能力等を活用して、特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。幼稚園・保育所等からの相談は所管課にて対応しており、事業者から開設等の相談があった際には、適切に助言等を行っていきます。



## 第五章

# 計画の推進



# 1 | 計画の推進体制について

## ■ 計画の推進体制について

### 羽村市における体制について

子供・子育て施策を総合的かつ計画的に推進し、「こどもまんなか社会」を実現するため、計画の推進体制の強化を図ります。また、子供の意見を積極的に聴取し、各施策に反映していくことに取り組みます。推進にあたっては、子供・子育て施策を適正かつ円滑に行えるよう、福祉・教育・保健等の業務を行う関係機関や子供に関する支援を行う民間団体と連携していきます。

### 国や東京都との関係

子供・子育て施策を推進するためには、国や東京都の施策を注視し、その施策を積極的に周知するなど、密接な連携が必要となります。「こども基本法」や「こども大綱」、「こどもまんなか実行計画」、東京都の各計画を勘案し、子供・子育て施策を推進していきます。

### 地域・関係機関等との連携

計画の理念を具現化し、施策を展開していくためには、市だけではなく、家庭、教育・保育事業者、学校、地域、企業等が連携して取り組む必要があります。関係機関・団体等が、それぞれの役割を果たしつつ、相互の連携を図り、子供・子育て支援を総合的に推進していきます。

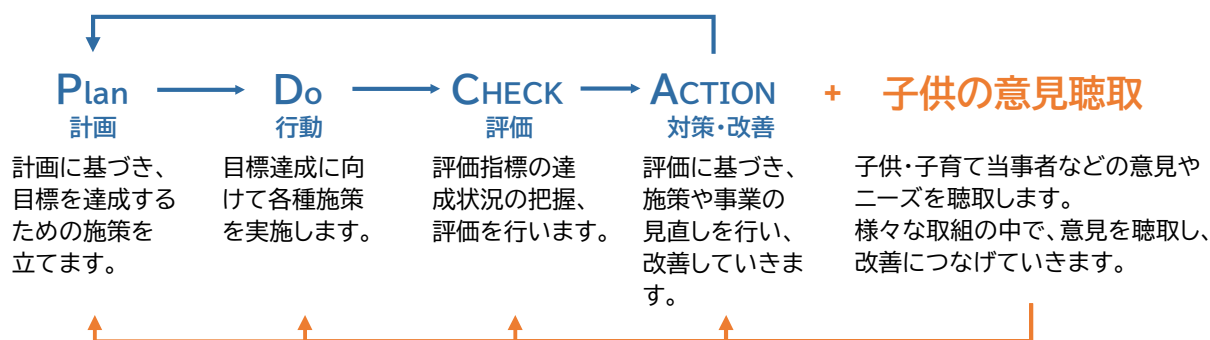
## 2 | 計画の推進について

### ■ 計画の推進について

#### 計画の点検・評価について

本計画の着実な推進に向けて、毎年度、計画に掲げた施策の実施状況を点検・評価し、その結果を公表します。点検・評価では、定期的に子供の意見を聴き、評価結果や「羽村市子ども・子育て会議」等の意見を考慮し、必要に応じた見直しを行い、各事業の改善等につなげていきます。

#### こども計画の点検・評価の「 PDCA + 子供の意見聴取 」



#### 量の見込みと確保方策の実績等の確認

「子ども・子育て支援新制度」において市町村が実施することとされている事業は、「子ども・子育て支援法」で、量の見込みと確保方策を定めることとされています。市では、量の見込みと確保方策を定める必要のある事業について、「羽村市子ども・子育て会議」の意見を参考に、毎年度、量の見込みと確保方策の実績等の確認を行い、必要に応じた見直しを行います。

## SDGsとの関係

SDGs(Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標)は、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」という理念のもと、17のゴールと169のターゲットから構成されており、世界各国の共通目標となっています。第6次羽村市長期総合計画では、基本計画に掲げる各施策を推進することで、SDGsの達成に取り組んでいます。本計画においても各基本目標ごとの取組の方向性を推進することで、SDGsの達成に貢献していきます。

### SDGsの17の目標



### 基本目標とSDGs17の目標の関係性

#### 基本目標Ⅰ

全ての子供の人格・個性が  
尊重され、権利が保障されるまち



#### 基本目標Ⅱ

全ての子供が適切に養育され、  
切れ目なく健やかに成長できるまち



#### 基本目標Ⅲ

全ての子供が幸せに成長できる  
家庭や環境があるまち



#### 基本目標Ⅳ

全ての子供が意見を表明し、  
参画できるまち



#### 基本目標Ⅴ

家庭や子育てに夢を持ち、  
子育てに伴う喜びを実感できるまち



HAMURA Plans for Children  
資料編



# 計画策定の経過

## 関係会議委員名簿と審議経過について

### 羽村市子ども・子育て会議

#### 子ども・子育て会議条例

平成25年7月2日条例第26号

(設置)

第1条 羽村市(以下「市」という。)における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市長の付属機関として、羽村市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、市が実施する子ども及び子育て支援に関する施策の重要事項に関し調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者 2人以内
- (2) 市内教育施設の代表者 2人以内
- (3) 市内保育施設の代表者 2人以内
- (4) 子どもの保護者 2人以内
- (5) 公共的団体の代表者 3人以内
- (6) 市内事業所の代表者 2人以内
- (7) 市民公募委員 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子育て支援に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(保育園運営費に係る保護者負担金審議会条例の廃止)

2 保育園運営費に係る保護者負担金審議会条例(昭和52年条例第38号)は、廃止する。

(羽村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 羽村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(令和5年3月14日条例第7号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



## 委員名簿

構成	所属等	氏名
知識経験者	立教大学 名誉教授	◎近藤 弘
	駒沢女子短期大学 教授	○市野 繁子
市内教育施設の代表者	羽村市私立幼稚園協会 五ノ神幼稚園 理事長	池田 文子
	羽村市立小学校校長会 羽村市立富士見小学校 校長	市川 晃司
市内保育施設の代表者	羽村私立保育園協議会 富士みのりこども園 園長	堀川 芳江 (～令和5年7月)
	羽村市私立保育園協議会 チューリップ保育園 園長	渡邊 智美 (令和5年8月～)
	株式会社みらい 代表取締役	松尾 紀子
子どもの保護者	私立幼稚園保護者の代表者 ルーテル羽村幼稚園保護者会	藤井 杏子 (～令和5年12月)
	私立幼稚園保護者の代表者 さかえ幼稚園保護者会	半澤 文子 (令和6年1月～)
	私立保育園保護者の代表者 羽村まつの木保育園保護者会	勝山 智現
公共的団体の代表者	羽村市社会福祉協議会 事務局	村井 未帆
	羽村市民生児童委員協議会 子育て支援部会 会長	下田 明子
	東京都立川児童相談所 所長	竹中 雪与 (～令和6年3月) 鈴木 香奈子 (令和6年4月～)
市内事業所の代表者	日野自動車株式会社羽村工場	伊達 三智子 (～令和5年7月)
		阿部 光子 (令和5年8月～)
	丸順商事有限会社	成田 炳博
市民公募委員	公募	石川 侑 (～令和5年7月)
		滝島 由美 (令和5年8月～)
		宮川 夏実 (令和5年8月～)

◎会長 ○副会長



## 審議経過

年度	回	開催日	審議内容
令和5年度	第1回	令和5年7月12日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民意見聴取について</li> </ul>
	第2回	令和5年9月13日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズ調査について</li> </ul>
	第3回	令和5年10月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズ調査について</li> <li>子ども・若者の意見聴取について</li> </ul>
	第4回	令和5年12月19日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・若者の意見聴取結果について</li> <li>杏林大学の意見聴取の結果について</li> </ul>
	第5回	令和6年1月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定イメージについて</li> <li>幼稚園・保育園等を利用する保護者アンケートについて</li> </ul>
	第6回	令和6年3月8日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成案について</li> <li>計画期間について</li> <li>ニーズ調査の速報について</li> <li>幼稚園・保育園等を利用する保護者アンケート結果について</li> </ul>
令和6年度	第1回	令和6年5月27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>諮問</li> </ul>
	第2回	令和6年7月26日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本目標Ⅰ、Ⅱ</li> </ul>
	第3回	令和6年9月30日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本目標Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ</li> <li>キャッチフレーズ、ロゴについて</li> <li>小、中学生の児童生徒へのアンケート結果について</li> <li>市内で居場所づくりにかかわる団体に対するアンケートについて</li> </ul>
	第4回	令和6年11月15日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称)羽村市子ども計画(案)について</li> <li>(仮称)羽村市子ども計画のキャッチフレーズについて</li> </ul>

## 羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会

## 羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会設置要綱

平成25年5月9日羽子子発第1705号

平成27年3月12日羽子子発第17126号  
 平成27年3月31日羽企経発第18301号  
 平成28年3月31日羽企経発第18947号  
 平成29年3月29日羽企経発第19528号  
 平成30年3月30日羽企経発第18989号  
 平成30年4月25日羽子子発第1140号  
 令和4年3月31日羽企発第19366号

## (設置)

第1条 羽村市子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)を策定し、計画の着実な推進を図るため、羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の検討を行うものとする。

- (1) 事業計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 事業計画の推進に関すること。
- (3) その他事業計画に関して必要なこと。

## (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、子ども家庭部長の職にある者とし、委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、生涯学習部長の職にある者とし、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

## (意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、事業計画に関する事務を所管する課において処理する。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。  
 付 則(平成27年3月12日羽子子発第17126号)  
 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
 付 則(平成27年3月31日羽企経発第18301号)  
 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
 付 則(平成28年3月31日羽企経発第18947号)  
 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。  
 付 則(平成29年3月29日羽企経発第19528号)  
 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。  
 付 則(平成30年3月30日羽企経発第18989号)  
 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。  
 付 則(平成30年4月25日羽子子発第1140号)  
 この要綱は、平成30年4月25日から施行する。  
 付 則(令和4年3月31日羽企発第19366号)  
 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表(第3条関係)

職名	役職名
委員長	子ども家庭部長
副委員長	生涯学習部長
委員	生涯学習部参事
委員	企画部企画政策課長
委員	企画部財政課長
委員	市民部市民課長
委員	産業環境部産業振興課長
委員	福祉健康部社会福祉課長
委員	福祉健康部障害福祉課長
委員	福祉健康部健康課長
委員	子ども家庭部子育て支援課長
委員	子ども家庭部子育て相談課長
委員	子ども家庭部子育て相談課主幹
委員	生涯学習部生涯学習総務課長
委員	生涯学習部学校教育課長
委員	生涯学習部教育支援課長
委員	生涯学習部生涯学習推進課長
委員	生涯学習部図書館長



## 委員名簿

職名	役職名	氏名
委員長	子ども家庭部長	山本 明子
副委員長	生涯学習部長	森谷 誠
委員	生涯学習部参事	吉川 泰弘
委員	企画部企画政策課長	吉岡 泰孝 (~令和6年3月)
		高岡 弘光 (令和6年4月~)
委員	企画部財政課長	平原 貞幸
委員	市民部市民課長	柳川 慎一
委員	産業環境部産業振興課長	池田 明生
委員	福祉健康部社会福祉課長	梅津 忠敬
委員	福祉健康部障害福祉課長	和田 聡子
委員	福祉健康部健康課長	小山 和英
委員	子ども家庭部子育て支援課長	中野 敬
委員	子ども家庭部子育て相談課長	関谷 美紀
委員	子ども家庭部子育て相談課主幹	田中 茂雄 (~令和6年3月)
		細谷 直美 (令和6年4月~)
委員	生涯学習部生涯学習総務課長	中根 勉
委員	生涯学習部学校教育課長	伊藤 晋
委員	生涯学習部教育支援課長	羽村 一敏
委員	生涯学習部生涯学習推進課長	早野 正博 (~令和6年3月)
		平田 歩 (令和6年4月~)
委員	生涯学習部図書館長	宮沢 賢臣



## 審議経過

年度	回	開催日	審議内容
令和5年度	第1回	令和5年8月14日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• こども計画について</li> <li>• ニーズ調査について</li> <li>• 計画改訂スケジュールについて</li> </ul>
	第2回	令和5年10月18日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 策定イメージについて</li> <li>• ニーズ調査について</li> <li>• 子ども・若者の意見聴取について</li> </ul>
	第3回	令和5年12月18日(月) ※書面開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子ども・若者の意見聴取結果</li> <li>• 杏林大学生の意見聴取結果について</li> <li>• こども大綱について</li> </ul>
	第4回	令和6年1月16日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• こども大綱を勘案した策定イメージについて</li> <li>• 幼稚園・保育園等を利用する保護者アンケートについて</li> <li>• ニーズ調査の速報について</li> </ul>
	第5回	令和6年2月20日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 構成案について</li> <li>• 計画期間について</li> <li>• ニーズ調査の速報について</li> </ul>
令和6年度	第6回	令和6年6月12日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 基本目標1～5について</li> </ul>
	第7回	令和6年7月12日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 基本目標Ⅰ、Ⅱについて</li> </ul>
	第8回	令和6年9月12日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 基本目標Ⅲ・Ⅳ・Ⅴについて</li> <li>• 市内で居場所づくりにかかわる団体に対するアンケートについて</li> </ul>
	第9回	令和6年10月30日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 計画全般について</li> </ul>

## 3 | 用語解説

### ア行

#### ○愛着(形成)

子供が怖くて不安なときに身近なおとな(愛着対象)がそれを受け止め、子供の心身に寄り添うことで安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台。子供に自らや社会への基本的な信頼感をもたらし、その基本的信頼感は、自他の心の理解や共感、健やかな脳や身体の発達を促す。また、安定した愛着は、自らや他者への信頼感の形成を通じて、いわゆる非認知能力の育ちにも影響を与える重要な要素であり、生きる力につながっていくとされている。

#### ○隘路

1. 狭い通路。狭くて通りにくい路。
2. 支障となるもの。障害。難点。

#### ○医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為)を受けることが不可欠である児童。

#### ○インクルーシブ保育

障害の有無にかかわらず、全ての子供と一緒に保育を受け、その環境やかかわりにおいて、子供を分け隔てなく包み込む(include)状態での保育。

#### ○インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

### カ行

#### ○書かない窓口

市民課での転入届など、住所異動の届出をする方の異動届出書や関連する他課に対する手続きについての届出書等を自動作成すること。今までの紙の申請書に複数回同じ情報(氏名・住所など)を記入することに替えて、

データ化することにより、届出書等を自動作成し、来庁者は氏名等の情報を書かずにシステムから印字された届出等の内容を確認し、署名する。

#### ○核家族

1. 夫婦のみの世帯
2. 夫婦と未婚の子のみの世帯
3. ひとり親と未婚の子のみの世帯

#### ○学校適応指導教室

##### (ハーモニースクール・はむら)

心理的な要因など何らかの理由により、学校へ行きたくても行けない小学生や中学生を対象に、体験的活動や学習支援、基本的な生活習慣の確立等の多面的な支援を行うことにより、児童・生徒が自ら考え、社会的な自立を目指すための支援をする教室。

#### ○家庭的保育事業

保育者の居宅等で主に3歳未満の少人数の乳幼児を対象に小規模に行われる保育。

#### ○教育相談室

心理の専門家の相談員(公認心理師・臨床心理士)が、子供の育て方や発達についての悩みごとをもつ保護者の方や子供自身の相談に応じる施設。

#### ○教育基本法

教育の目的及び理念並びに教育の実施に関する基本を定めたもの。知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民、我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指し、平成18年、新しい教育基本法が公布・施行された。

#### ○言語聴覚士

ことばによるコミュニケーションや嚥下(えんげ)に困難を抱える人を対象に、問題の程度、発生のメカニズムを評価しその結果に基づいて訓練、指導等を行う国家資格による専門職。

### ○合計特殊出生率

「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

### ○校内別室指導教室

不登校や不登校傾向の児童、生徒のうち、校内在籍学級とは別室であれば登校できる児童、生徒を対象とした事業。校内別室指導支援員を配置している。

### ○子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の3法。保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子供・子育て支援を総合的に推進するため、制定・改正された。

### ○こども施策

こども基本法において、①こどもに関する施策:こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策、②一体的に講ずべき施策:主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関係する施策や①と連続性を持って行われるべき若者に係る施策、の二つがこども施策とされている。

### ○子ども食堂

子供が一人でも行ける無料または低額の食堂であり、子供への食事提供から孤食の解消や食育、さらには地域交流の場などの役割を果たしている。

### ○こどもまんなか応援サポーター

こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、アクションに取り組む個人、団体・企業、自治体等を、「こどもまんなか応援サポーター」と呼んでいる。

### ○コミュニティスクール

学校運営協議会(羽村市では、「コミュニティ・スクール委員会」と呼ぶ。)を設置した学校のこと。学校運営や学校

の課題に対して、広く保護者や地域住民に参画いただき、家庭・学校・地域が一丸となり、協力し合い、役割分担をしながら、みんなで子供を育てていく学校を目指す。

## サ行

### ○児童虐待の相談

こども家庭庁が発表した令和4年度の児童相談所による児童虐待相談対応件数は21万9,170件で、前年度より11,510件(+5.5%)増え、過去最多を更新した。相談の内容別件数は、多い順に、心理的虐待12万9,484件(全体の59.1%)、身体的虐待5万1,679件(23.6%)、ネグレクト3万5,556件(16.2%)、性的虐待2,451件(1.1%)となっている。

### ○児童の権利に関する条約

世界の多くの児童が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したもの。本条約の発効を契機として、更に一層、児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切に教育が行われることが求められている。

### ○児童養護施設

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能をもつ施設。

### ○小地域ネットワーク活動

話し相手がいなかったり、寝たきりや認知症、障害などのために手助けが必要であったり、共働きやひとり親で子育てが大変だったりといった悩みを抱えている方が、地域の中で孤立することなく、安心して暮らしていけるよう、町内会・自治会の区域を単位として住民が交流し、見守りや声かけによって支え合う活動。

### ○スクールカウンセラー

緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、学校の教育相談体制に大きな役割を果たす臨床心理士などの専門職のこと。

### ○スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識等を

多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材のこと。

## タ行

### ○特別支援学級

特別の支援を必要とする児童・生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うための学級のこと。

### ○特別支援教室

発達障害等のある児童・生徒が、在籍校において特別な指導を受けられるよう、発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して指導する教室のこと。

### ○子育て

家庭内で男女ともに仕事や家事、子育てに参画すること。

## ナ行

### ○認証保育所事業

児童福祉法による認可を受けていない保育施設のうち、区市町村の設置の計画に基づき区市町村の推薦を受け、こども家庭庁成育局長通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(令和6年3月29日こ成保第206号)で定める要件を満たし、かつ、東京都認証保育所事業実施要綱で定める要件を満たし、知事が認証した施設をいう。

### ○認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。

## ハ行

### ○はじめの100か月

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンでは、妊娠期がおおむね10か月、誕生から小学校就学までがおおむね6年6か月、さらに幼保小接続の重要な時期(5歳児から小学校1年生までの2年間)のうち小学校就学後がおおむね1年であり、これらの人生を幸せな状態で過ごすために重要な時期の合計がおおむね100か月であることに着目し、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を支える上で見据える時期を「はじめの100か月」としている。

### ○はばたきファイル

特別な支援が必要な子どもの早期(就学前)から就労に至るまでの一貫した支援のために、関係機関との連携の際に、情報の共有を図るためのファイルのこと。

### ○羽村市公式LINE

アカウントを友だちに追加すると、子育て情報をはじめ、イベント情報や防災情報などのくらしに関する情報の受け取りや、子育て支援やごみの出し方の検索機能が可能。

### ○羽村市長期総合計画

新たな“羽村市の未来”に向け、新しい時代の変化に対応し、市行政の総合的かつ計画的な運営を図るための指針。令和4年度からは第6次計画がスタートしており、実現を目指す将来のまちの姿を「まちに広がる笑顔と活気もっと！くらしやすいまち はむら」としており、5つのコンセプトのもと、様々な取組が進められている。

### ○羽村市の架け橋期のカリキュラム

5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、幼稚園・保育所等での遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて設定し、小学校1年生が安心感をもって、学校生活を送り、主体的に自己を発揮することができるように工夫したカリキュラム。

### ○不登校の件数

こども家庭庁が令和6年10月に発表した、令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要では、長期欠席のうちの、小・中学校における不登校児童生徒数は346,482人であり、前年度から47,434人増加し、過去最多となった。過去5年間の傾向として、小学校・中学校ともに不登校児童生徒数及びその割合は増加している。

### ○ファミリー・サポート・センター事業

育児の手助けをしたい方(協会員)と育児の手助けが必要な方(利用会員)が会員登録をし、地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする活動。保育施設までの送迎や保育施設・学校の放課後、学童クラブ終了後などの保育、保護者の病気や保護者会・法事など、外出の際の一時的な保育などのサポートが受けられる。対象は、生後6か月以上小学校6年生までの児童。

### ○プレコンセプションケア

妊娠前の女性とカップルに医学的・行動学的・社会的な

保健介入を行うこと。WHO(世界保健機関)が平成24(2012)年に提唱した。将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合い、自分たちがより健康になること、元気な赤ちゃんを授かるチャンスを増やすこと、さらに女性や将来の家族がより健康な生活を送れることを目指す。

### ○放課後子ども教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子供たちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するもの。

### ○放課後等デイサービス

小学校等に就学している障害児を、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進等を行うサービス。

### ○包括連携協定

自治体と企業等とが、さまざまな分野にわたり、相互に緊密に連携し、双方の資源や特色を有効に活用した協働による活動を推進することで、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的として締結するもの。

### ○母子・父子自立支援員

母子及び父子家庭並びに寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供、指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

## ヤ行

### ○ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

### ○ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

### ○要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う会議。

### ○幼・保・小連携推進協議会

市内の幼稚園・保育園及び小学校並びに東京都立特別支援学校が子供の成長に資する連携及び協力をするこゝで、子供の成長に関する情報共有をし、共通認識を深めることを目的とした会議。

## ラ行

### ○ライフステージ

「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね 18 歳まで)、「青年期」(おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

### ○臨床心理士、公認心理師

臨床心理士とは、臨床心理学に基づく知識や技術を用いて、人間の“こころ”の問題にアプローチする“心の専門家”。公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が資格の認定を行っている。

公認心理師は、公認心理師登録簿への登録を受け、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理状態の観察・分析、支援を必要とする方への助言・援助等を行う者をいう。国家資格。

## 3 | 第2期子ども・子育て支援事業計画

## の量と確保の実績

## ■ 子どものための教育・保育

区 分	令和2年度					令和3年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育希望	左記以外	0歳	1-2歳		教育希望	左記以外	0歳	1-2歳	
量の実績	303	111	799	111	492	265	122	799	87	501	
確保の実績	特定教育・保育施設	168	-	789	117	456	438	-	789	117	456
	確認を受けない幼稚園	1,430	-	-	-	-	790	-	-	-	-
	幼稚園及び預かり保育	-	111	-	-	-	-	122	-	-	-
	2歳児の預かり保育事業	-	-	-	-	6	-	-	-	-	6
	地域型保育事業	-	-	-	2	4	-	-	-	2	4
	認証保育所等	-	-	32	8	25	-	-	32	8	25
	合 計	1,598	932		127	491	1,228	943		127	491

区 分	令和4年度					令和5年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育希望	左記以外	0歳	1-2歳		教育希望	左記以外	0歳	1-2歳	
量の実績	232	94	800	86	483	208	101	810	92	462	
確保の実績	特定教育・保育施設	378	-	789	117	456	288	-	743	114	437
	確認を受けない幼稚園	790	-	-	-	-	790	-	-	-	-
	幼稚園及び預かり保育	-	94	-	-	-	-	101	-	-	-
	2歳児の預かり保育事業	-	-	-	-	6	-	-	-	-	12
	地域型保育事業	-	-	-	2	4	-	-	-	2	4
	認証保育所等	-	-	32	8	25	-	-	32	8	25
	合 計	1,168	915		127	491	1,078	876		124	478

## 地域子ども・子育て支援事業

### ①利用者支援事業

#### ○ 基本型・特定型

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の実績	1か所	1か所	0か所	0か所
確保の実績	1か所	1か所	0か所	0か所

#### ○ 母子保健型

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の実績	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の実績	1か所	1か所	1か所	1か所

### ②時間外保育事業(延長保育事業)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の実績	614	592	592	606
確保の実績	614	592	592	606

### ③放課後児童健全育成事業(学童クラブ事業)

区分	令和2年度						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
量の実績	241	205	180	2	0	3	631
確保の実績	241	205	180	2	0	3	631

区分	令和3年度						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
量の実績	223	216	142	2	2	0	585
確保の実績	223	216	142	2	2	0	585

区分	令和4年度						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
量の実績	234	207	175	1	2	1	620
確保の実績	234	207	175	1	2	1	620

区分	令和5年度						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
量の実績	219	223	166	3	0	2	613
確保の実績	219	223	166	3	0	2	613

## ④子育て短期支援事業(乳幼児ショートステイ事業)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の実績	43	11	15	220
確保の実績	43	11	15	220

## ⑤乳幼児全戸訪問事業・新生児訪問指導

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の実績	293	278	282	293
確保の実績	実施体制:保健師、助産師 実施機関:子育て相談課			

## ⑥養育支援訪問事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の実績	28	94	95	122
確保の実績	実施体制:子ども家庭支援センター職員、委託先ヘルパー 実施機関:子ども家庭支援センター			

## ⑦地域子育て支援拠点事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の実績	1,257	1,681	1,969	3,166
確保の実績	5か所	5か所	5か所	5か所

## ⑧一時預かり事業

## ア 幼稚園型

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
量の実績	1号認定	6,058	5,923	5,432	5,645
	2号認定	12,300	12,025	11,030	11,461
確保の実績	18,358	17,948	16,462	17,106	

## イ 上記アの在園児対象型を除く

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
量の実績	1,170	896	1,220	1,323	
確保の実績	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	1,104	831	1,153	1,259
	ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	67	65	67	64

## ⑨病児保育事業(病児・病後児保育事業)

## ○ 病後児保育

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の実績	32	55	26	13
確保の実績	32	55	26	13

## ○ 病児保育

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の実績	66	147	131	160
確保の実績	66	147	131	160

## ⑩ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の実績	921	856	499	437
確保の実績	921	856	499	437

## ⑪妊婦健康診査

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の実績	人数(人)	306	299	315	287
	健診回数(回)	3,674	3,679	3,602	3,598
確保の実績		実施場所:医療機関及び助産所 実施体制:東京都内の契約医療機関(市が配布した受診票) 契約医療機関以外及び助産所(償還払いによる公費負担) 検査項目:市が定める妊婦健康診査に係る検査項目 実施時期:通年(妊娠初期から分娩まで)			



# 羽村市こども計画

HAMURA Plans for Children

令和7年3月

発行：  羽村市  
Hamura City

編集：羽村市子ども家庭部子育て支援課

〒205-8601 羽村市緑ヶ丘5-2-1

電話 042-555-1111(代表)

羽村市公式サイト <https://www.city.hamura.tokyo.jp/>

羽やすめ <https://www.city.hamura.tokyo.jp/prsite/>





羽村市  
Hamura City

## HAMURA Plans for Children

愛情\ギョッ/と  
ず〜っと😊  
はむら

## 東京で子育てしやすいまち

「人の温かさ」「都会の便利さ」「自然の豊かさ」  
子どもの成長に大切なモノと家族に必要なモノが  
小さなまちにバランスよくそろっている東京の  
羽村市だから、みんなの優しさで子どもを育てる、  
家族の笑顔があふれる暮らし方を実現できるのです。